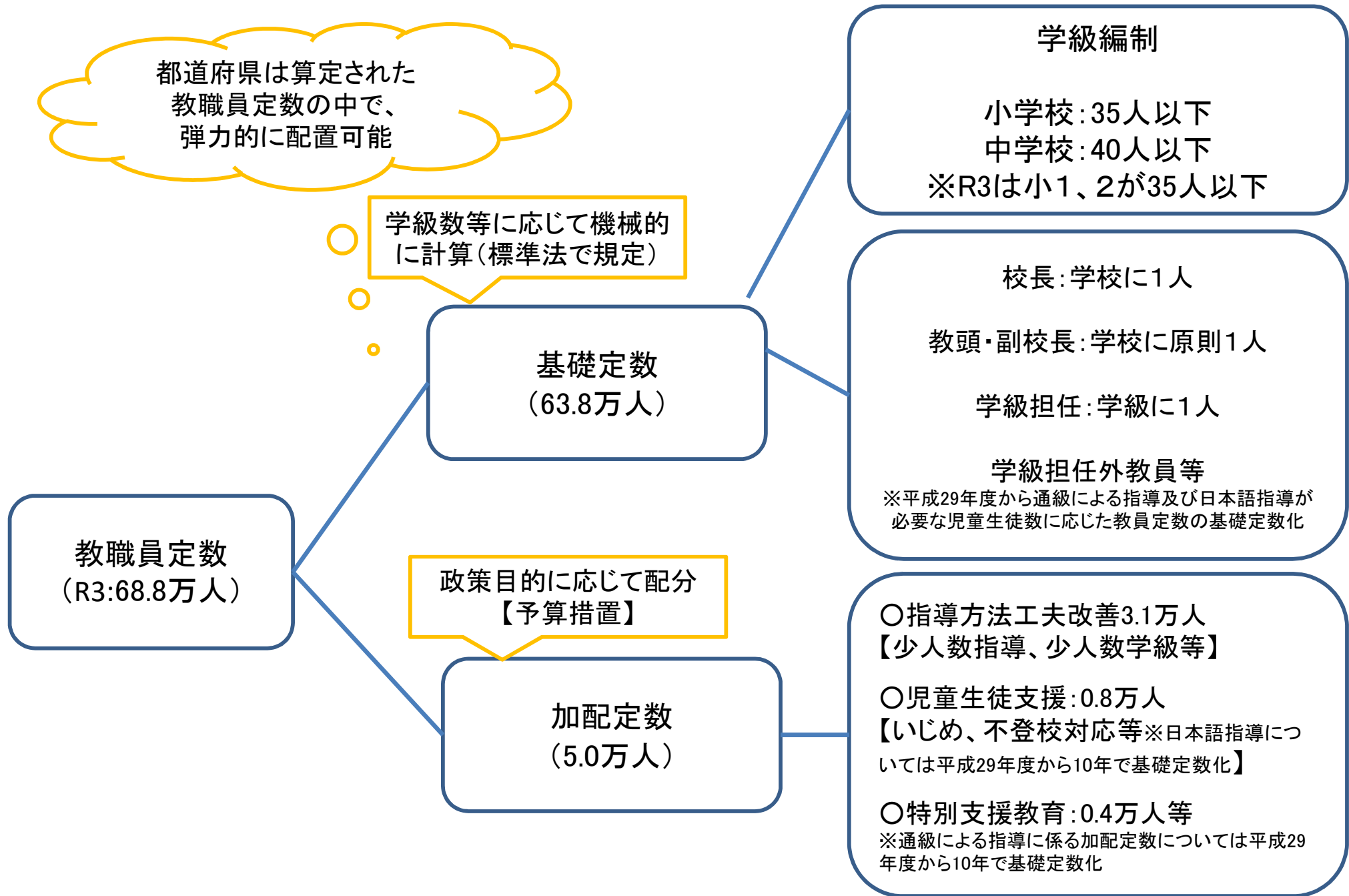


# 義務教育9年間を見通した教科担任制 の在り方について【関係資料】

1. 学級編制及び教職員定数の仕組み	………… P. 1
2. 標準授業時数及び教科等の担任制の実施状況	………… P.14
3. 関連する近年の定数措置	………… P.21
4. 関連する政府方針等	………… P.27
5. 関連する取組事例	………… P.37
6. 令和2年度調査研究概要	………… P.46
7. 質の高い教師の確保	………… P.60

# **1. 学級編制及び教職員定数の仕組み**

# 公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）



# 学級編制について

## ○義務標準法に規定する学級編制の標準の数

### <小・中学校>

	小学校	中学校
同学年で編制する学級	35人	40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
<特別支援学校(小・中学部)>	6人 (重複障害 3人)	

#### 《参考》

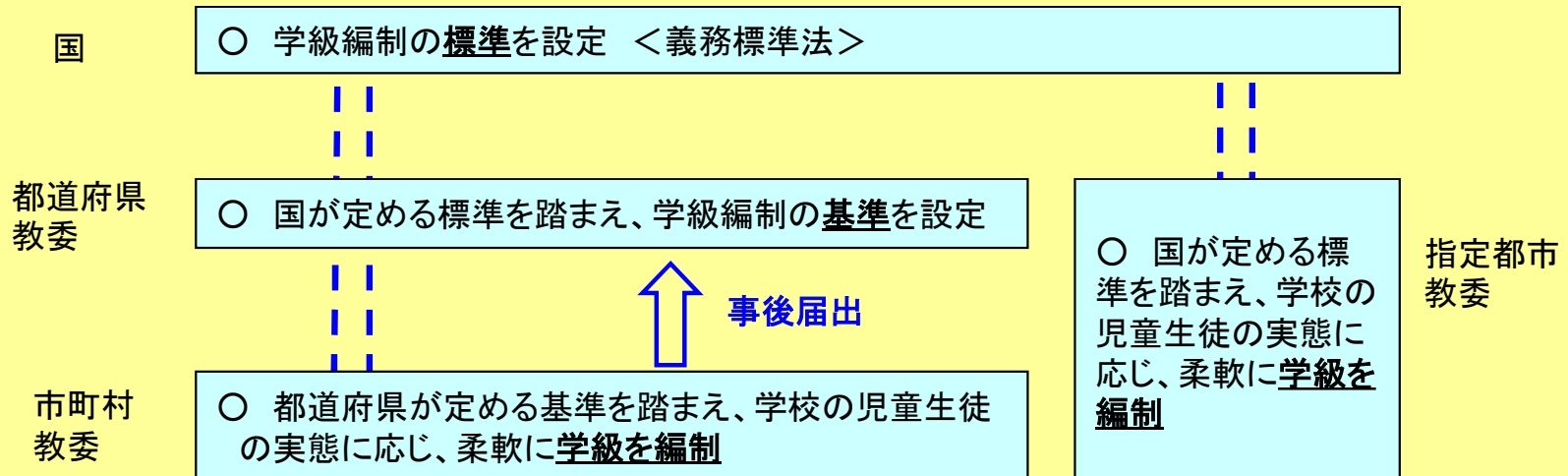
○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

#### (学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

## ○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



# 公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（義務標準法）

## 1. 目的と範囲【義務標準法第1条、2条】

### ①目的(第1条)

・学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もって義務教育水準の維持向上に資する。

### ②「教職員」の範囲(第2条3項)

・校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員

## 2. 学級編制の「標準」【法第3条】

- ・小学校 35人
- ・中学校 40人
- ・特別支援学級(小・中) 8人
- ・複式学級(小) 1年生を含む場合8人  
1年生を含まない場合16人
- 〃 (中) 8人

### 《参考》

○小学校設置基準(文部科学省令)

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

## 3. 教職員定数の算定【法第6～9条、15条】

### (1)基礎定数【法第6～9条】

#### ①校長(第6条) 学校に1人

#### ②教諭等(第7条1項(※学級数に応じて算定))

- ・小学校 1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000  
3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250  
5学級の学校の学級総数 × 1.200  
6学級の学校の学級総数 × 1.292  
.....
- ・中学校 1学級の学校の学級総数 × 4.000  
2学級の学校の学級総数 × 3.000  
3学級の学校の学級総数 × 2.667  
.....

③教諭等(第7条2～9号(※②に加え、学校規模等に応じて算定))

・教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

・生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人

中学校 18～29学級の学校数に1人  
30学級以上の学校数に3/2人

■少人数指導等の担当教員

小学校

児童数 200人から299人までの学校数 × 0.25  
600人から799人までの学校数 × 0.75  
1200人以上の学校数 × 1.25

中学校

生徒数 300人から599人までの学校数 × 0.5  
800人から1,199人までの学校数 × 1.00

■障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

■日本語指導担当教員 18人に1人 ※

■初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

・分校の管理責任者 分校に1人

・寄宿舎舎監

寄宿児童生徒数 40人以下 の学校に1人  
" 41～80人の学校に2人  
" 81～120人の学校に3人  
" 121人以上 の学校に4人

④養護教諭(第8条)

・3学級以上の学校に1人

・複数配置

小学校 児童生徒数851人以上の学校に+1人

中学校 児童生徒数801人以上の学校に+1人

### ⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

- ・給食単独実施校 児童生徒数 549人以下の学校に 1/4人  
" 550人以上の学校に 1人
- ・共同調理場 児童生徒数 1500人以下の場合 1人  
" 1501~6000人の場合 2人  
" 6001人以上の場合 3人

### ⑥事務職員(第9条)

- ・3学級の学校に3/4人
- ・4学級の学校に1人
- ・複数配置  
小学校 27学級以上の学校に+1人  
中学校 21学級以上の学校に+1人
- ・就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の全校児童生徒数の25%を占める場合+1人

## (2)加配定数【法第7条2項、15条】

### ①教諭等

#### ・指導方法工夫改善(第7条2項)

少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

#### ・児童生徒支援(第15条2号)

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

#### ・特別支援教育(第15条3号)

通級による指導への対応や、特別支援学校のセンター的機能強化等のための加配措置。

#### ・主幹教諭(第15条4号)

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

#### ・研修等定数(第15条6号)

資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究等のための加配措置。

### ②養護教諭(第15条2号)

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置。

### ③栄養教諭(第15条2号)

肥満・偏食など食の指導への対応のための加配措置。

### ④事務職員(第15条5号)

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化のための加配措置。

## 特別支援学校

①校長定数 学校数 × 1

②教頭及び教諭等定数

・学級数に応じた定数 小・中学校に準拠

(例) 24学級の小学部  $24cl \times 1.165 = 28$ 人 (教頭1人を含む)

・特別支援学校の特色に応じた定数

教育相談担当教員	児童生徒数	101～150人	1人
		151～200人	2人
		201以上	3人

自立活動担当教員

視覚障害・聴覚障害特別支援学校 4 + 7学級以上4学級増すごとに1加算

知的障害・病弱特別支援学校 5 + 7学級以上4学級増すごとに1加算

肢体不自由特別支援学校 7 + 7学級以上3学級増すごとに1加算

■日本語指導担当教員 児童生徒数 18人につき1人 ※

■初任者研修担当教員 対象教員 6人につき1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

・分校の管理責任者 分校に1人

・寄宿舍舎監

寄宿児童生徒数に応じ 2～4

③養護教諭定数

学校数 × 1 複数配置 児童生徒数 61人以上

④寄宿舍指導員定数

肢体不自由以外 寄宿児童生徒数 × 1 / 5

肢体不自由 " × 1 / 3

最低保障 1校当たり12

⑤栄養教諭及び学校栄養職員定数

学校給食実施校 × 1

⑥事務職員

小学部の数 × 1 中学部の数 × 1

■平成29年義務標準法改正により新設



# 義務教育学校の教職員定数の算定

- 義務教育学校の「前期課程」は小学校、「後期課程」は中学校にそれぞれ準じた教育を行う。  
→ 教職員定数も「前期課程」は小学校、「後期課程」は中学校と同等の算定とする。
- 義務教育学校は、副校長・教頭に総括担当として1人分を加算する。
- ※ 義務教育学校に対する加配措置・・・小・中学校と同様に措置

【小学校1校と中学校1校を義務教育学校1校に移行する場合の例】

小・中学校の算定 (例)		義務教育学校の算定 (例)																									
○小学校 (12学級校)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長 1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長・教頭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>13.5人</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定数	校長 1人		副校長・教頭	1人	教諭	13.5人	養護教諭	1人	事務職員	1人	○義務教育学校 (18学級校)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長 1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長・教頭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>13.5人</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定数	校長 1人		副校長・教頭	1人	教諭	13.5人	養護教諭	1人	事務職員	1人
職種	定数																										
校長 1人																											
副校長・教頭	1人																										
教諭	13.5人																										
養護教諭	1人																										
事務職員	1人																										
職種	定数																										
校長 1人																											
副校長・教頭	1人																										
教諭	13.5人																										
養護教諭	1人																										
事務職員	1人																										
○中学校 (6学級校)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長 1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長・教頭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>9.5人</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定数	校長 1人		副校長・教頭	1人	教諭	9.5人	養護教諭	1人	事務職員	1人	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     副校長 1人 (総括担当)                 </div> <div style="text-align: right;">                     ※前期課程 (12学級)                      (小学校と同様の算定)                      ※後期課程 (6学級)                      (中学校と同様の算定)                 </div> </div> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副校長・教頭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>9.5人</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定数	副校長・教頭	1人	教諭	9.5人	養護教諭	1人	事務職員	1人			
職種	定数																										
校長 1人																											
副校長・教頭	1人																										
教諭	9.5人																										
養護教諭	1人																										
事務職員	1人																										
職種	定数																										
副校長・教頭	1人																										
教諭	9.5人																										
養護教諭	1人																										
事務職員	1人																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">総計：31人</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">総計：31人</div>																									

※ 義務教育学校の設置の有無に関わらず、複数の小学校を統合する場合には、学校数や学級数の減少に基づく教職員定数の減が生じる。そのため、複数の小学校と中学校を義務教育学校に移行する場合(例: 小学校2校+中学校1校→義務教育学校1校)においても、複数の小学校を統合することによる教職員定数の減が生じることとなる。

# 学校規模別教職員配置の標準（例） 【小学校】

（単位：人）

学級数	校 長	副校長・教頭	教 諭					教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			学級担任	担 任 外	生徒指導	指導方法工夫改善	小 計				
3学級	1	—	3	0.75	—	—	3.75	4.75	1	0.75	6.50
6学級	1	0.75	6	1.00	—	0.25	7.25	9.00	1	1	11.00
12学級	1	1	12	1.50	—	0.50	14.0	16.00	1	1	18.00
18学級	1	1	18	2.60	—	0.75	21.35	23.35	1	1	25.35
24学級	1	1	24	3.00	—	1	28.0	30.00	1	1	32.00
30学級	1	2	30	3.50	0.5	1	35.0	38.00	2	2	42.00
36学級	1	2	36	3.90	0.5	1.25	41.65	44.65	2	2	48.65
42学級	1	2	42	4.50	0.5	1.25	48.25	51.25	2	2	55.25

※ 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭については、児童数に応じて算定されるが、1学級35人在籍と仮定して算出。  
 ※ 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

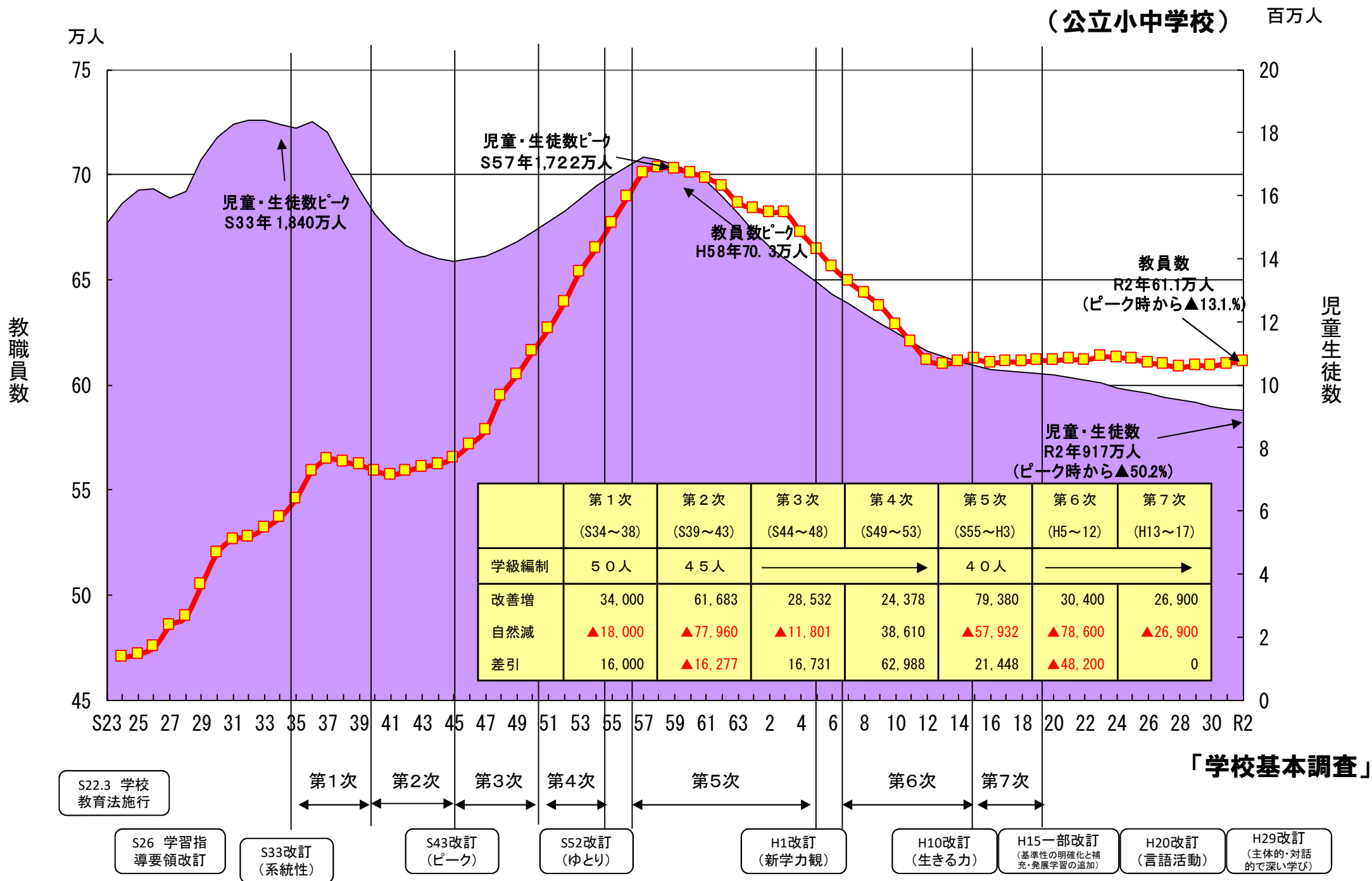
# 学校規模別教職員配置の標準（例） 【中学校】

（単位：人）

学級数	校 長	副校長・教頭	教		諭		教員計	養護教諭	事務職員	合 計
			教科担任	生徒指導	指導方法工夫改善	小 計				
3学級	1	0.5	7.5	—	—	7.5	9.0	1	0.75	10.75
6学級	1	1	9.5	—	0.25	9.75	11.75	1	1	13.75
9学級	1	1	14.5	—	0.50	15.0	17.0	1	1	19.0
12学級	1	1	17.9	—	0.50	18.4	20.4	1	1	22.4
15学級	1	1	22.5	—	0.75	23.25	25.25	1	1	27.25
18学級	1	1	27.0	1.0	0.75	28.75	30.75	1	1	32.75
21学級	1	1	31.6	1.0	1	33.6	35.6	2	2	39.6
24学級	1	2	35.5	1.0	1	37.5	40.5	2	2	44.5
27学級	1	2	40.0	1.0	1	42.0	45.0	2	2	49.0
30学級	1	2	44.5	1.5	1.25	47.25	50.25	2	2	54.25
33学級	1	2	49.0	1.5	1.25	51.75	54.75	2	2	58.75
36学級	1	2	52.5	1.5	1.25	55.25	58.25	2	2	62.25

※ 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭については、生徒数に応じて算定されるが、1学級40人在籍と仮定して算出。  
 ※ 他に、教諭の少人数指導等の定数、養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

# 公立小中学校の教員数及び児童生徒数(推移)



# これまでの教職員定数改善の経緯

区分	改善増	改善の内容	学級編制の標準
第1次 34'～38' [5年計画]	34,000人	学級編制及び教職員定数の標準の明定	50人
第2次 39'～43' [5年計画]	61,683人	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	45人
第3次 44'～48' [5年計画]	28,532人	4個学年以上複式学級の解消等	↓
第4次 49'～53' [5年計画]	24,378人	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	↓
第5次 55'～3' [12年計画]	79,380人	40人学級の実施等	40人
第6次 5'～12' [6→8年計画]	30,400人	指導方法の改善のための定数配置等	
第7次 13'～17' [5年計画]	26,900人	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等	
18'	0人		
19'	0人		
20'	1,195人	主幹教諭、特別支援教育、食育	
21'	1,000人	主幹教諭、特別支援教育、教員の事務負担軽減等	
22'	4,200人	理数教科の少人数指導、特別支援教育、外国人児童生徒等への日本語指導等	↓
23'	4,000人	小1のみ学級編制の標準を35人	小1:35人 小2～中3:40人
24'	2,900人	小2の36人以上学級解消、様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置	↓

区分	改善増	改善の内容	学級編制の標準
25'	1,400人	いじめ問題への対応、特別支援教育、小学校における専科指導	
26'	703人	小学校英語の教科化への対応、いじめ・道徳教育への対応、特別支援教育の充実	
27'	900人	授業革新等による教育の質の向上、チーム学校の推進、個別の教育課題への対応、学校規模の適正化	
28'	525人	創造性を育む学校教育の推進、学校現場が抱える課題への対応、チーム学校の推進	
29'	868人	<基礎定数化> ①通級による指導、②外国人児童生徒等教育、③初任者研修、④少人数教育 <加配定数改善> 小学校専科指導充実、統合校・小規模校支援、共同事務実施体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消等	
30'	1,595人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	
R1'	1,456人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	
R2'	3,726人 <sup>(※1)</sup> 1,726人 <sup>(※2)</sup>	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、義務教育9年間を見通した指導体制への支援、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	↓
R3'	3,141人 <sup>(※1)</sup> 1,141人 <sup>(※2)</sup>	<少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備> 小学校35人学級を段階的に実施(R3年度は小2) <加配定数改善> 義務教育9年間を見通した指導体制への支援 <基礎定数化の着実な推進>	小:35人 中:40人

(※1) 配置の見直し2,000人を含む。(※2) 配置の見直し2,000人を除く。

## 加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で措置しているもの。国は都道府県等から提出された申請を受けて、加配の種類ごとに総数を配分。

$$\text{都道府県等の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

加配事項	内 容	R3年度 加配定数計	R3年度改善増減
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善	30,565人	義務教育9年間を見通した指導体制への支援(+2,000人) 教員配置の見直し(▲2,000人)
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	7,713人	
特別支援教育 (法15条3号)	通級指導への対応や特別支援学校のセンター的機能強化等	4,052人	
主幹教諭の 授業時数等の軽減 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,778人	
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	3,004人	
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	410人	
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	407人	
事務職員 (法15条5号)	学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化	1,225人	
合 計		49,154人	

(復興加配を除く)

## **2. 標準授業時数及び教科等の担任制の実施状況**

# 小学校の標準授業時数について

## 〔 学習指導要領（平成29年告示） 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
<b>外国語</b>	-	-	-	-	<b>70</b>	<b>70</b>	<b>140</b>
特別の教科 である道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	-	-	<b>35</b>	<b>35</b>	-	-	<b>70</b>
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
<b>合計</b>	<b>850</b>	<b>910</b>	<b>980</b>	<b>1015</b>	<b>1015</b>	<b>1015</b>	<b>5785</b>

## 〔 学習指導要領（平成20年告示） 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	-	-	-	-	35	35	70
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
<b>合計</b>	<b>850</b>	<b>910</b>	<b>945</b>	<b>980</b>	<b>980</b>	<b>980</b>	<b>5645</b>

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。



## 中学校の標準授業時数について

### 〔 学習指導要領（平成29年告示） 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

### 〔 学習指導要領（平成20年告示） 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

# 標準授業時数【週当たり換算】

## (小学校)

区分	学年1学級						
	授業時数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
国語	9.0	9.0	7.0	7.0	5.0	5.0	42.0
社会	-	-	2.0	2.6	2.9	3.0	10.5
算数	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	29.0
理科	-	-	2.6	3.0	3.0	3.0	11.6
生活	3.0	3.0	-	-	-	-	6.0
音楽	2.0	2.0	1.7	1.7	1.4	1.4	10.2
図画工作	2.0	2.0	1.7	1.7	1.4	1.4	10.2
家庭	-	-	-	-	1.7	1.6	3.3
体育	3.0	3.0	3.0	3.0	2.6	2.6	17.2
外国語	-	-	-	-	2.0	2.0	4.0
特別の教科である道徳	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	6.0
外国語活動	-	-	1.0	1.0	-	-	2.0
総合的な学習の時間	-	-	2.0	2.0	2.0	2.0	8.0
特別活動	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	6.0
計(a)	25.0	26.0	28.0	29.0	29.0	29.0	166.0

## (中学校)

区分	学年1学級			
	授業時数			
	1年	2年	3年	計
国語	4.0	4.0	3.0	11.0
社会	3.0	3.0	4.0	10.0
数学	4.0	3.0	4.0	11.0
理科	3.0	4.0	4.0	11.0
音楽	1.3	1.0	1.0	3.3
美術	1.3	1.0	1.0	3.3
保健体育	3.0	3.0	3.0	9.0
技術・家庭	2.0	2.0	1.0	5.0
外国語	4.0	4.0	4.0	12.0
特別の教科である道徳	1.0	1.0	1.0	3.0
総合的な学習の時間	1.4	2.0	2.0	5.4
特別活動	1.0	1.0	1.0	3.0
計	29.0	29.0	29.0	87.0

(注) 小学校第1学年は34週、小学校第2学年～第6学年及び中学校は35週で年間標準授業時数を便宜的に除した数である。

# 小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書写を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

※母数は全小学校等の数

\*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。

\*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)

- ・教員の得意分野を生かして実施するもの。

(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。

- ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。

(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。

- ・非常勤講師が実施するもの。

(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。

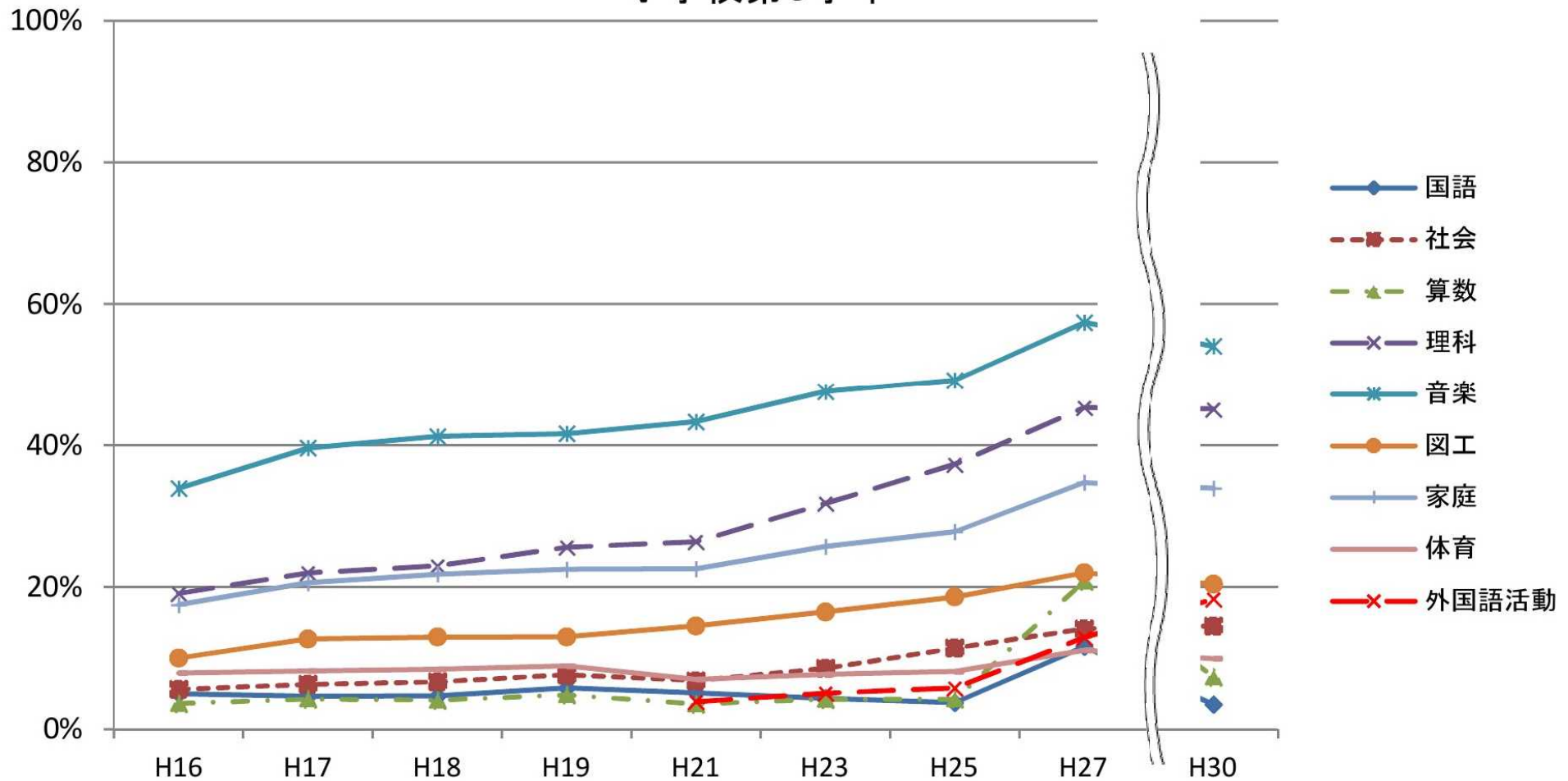
\*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

\*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

# 教科等の担任制の実施状況【小5・経年比較】

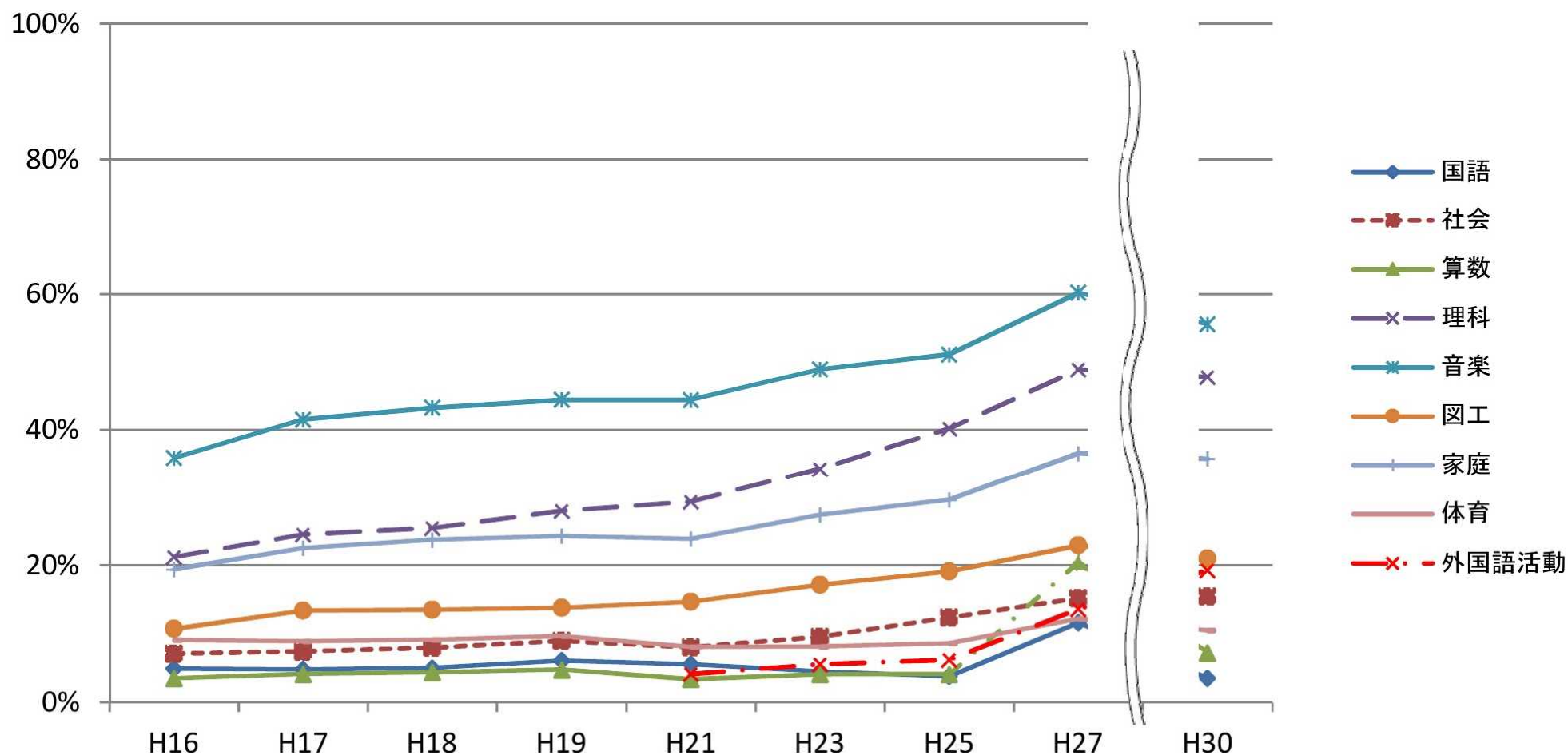
小学校第5学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

# 教科等の担任制の実施状況【小6・経年比較】

## 小学校第6学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

### **3. 関連する近年の定数措置**

# 新しい時代の学びの環境の整備（義務教育費国庫負担金）

令和3年度予算額 1兆5,164億円  
 (前年度予算額 1兆5,221億円)

## ～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

令和2年度第2次補正予算額 40億円

学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度においては3,141人の教職員定数を改善（振替2,000人を除く改善は+1,141人）。

GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

・教職員定数の改善 +68億円 (+3,141人)	・教職員定数の合理化減等 ▲35億円 (▲1,615人)	・教職員配置の見直し ▲43億円 (▲2,000人)
・人事院勧告による給与改定 ▲45億円	・教職員の若返り等による給与減 ▲2億円	対前年度▲58億円

### 学校における働き方改革等

計 +2,397人

#### ○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数）

##### ◆小学校専科指導の充実

義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人

教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

〔※〕 令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。（令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施）

#### ○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数）

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

- ◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人
- ◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +90人
- ◆初任者研修体制の充実 +11人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

### 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

+744人

#### ○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

（内容）

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。

（改善内容・改善数）

改善事項	改善総数	3年度改善数
35人学級の実現（小学校全学年）	12,449	519
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125	225
・副校長・教頭の配置充実	(480)	(96)
・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	(165)	(33)
・事務職員の配置充実	(480)	(96)
計	13,574	744

（年次計画）

	R3	R4	R5	R6	R7	計
改善数	744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

# 小学校英語専科指導のための加配定数

- 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う授業時数増（小3～6：週1コマ相当）に対応するとともに、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

【H30年度 +1,000人 R1年度 +1,000人 R2年度 +1,000人 **合計 +3,000人**】

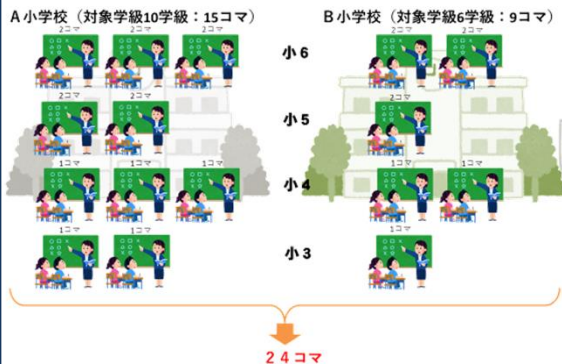
※1 専科指導教員の英語力に関する要件（①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者、③CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）B2相当以上の英語力を有する者、④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者）

（注）：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

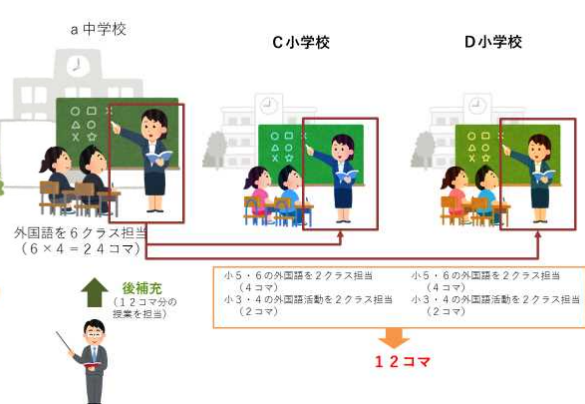
※2 より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあつて一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

## 小学校英語専科指導のための加配定数の活用の例

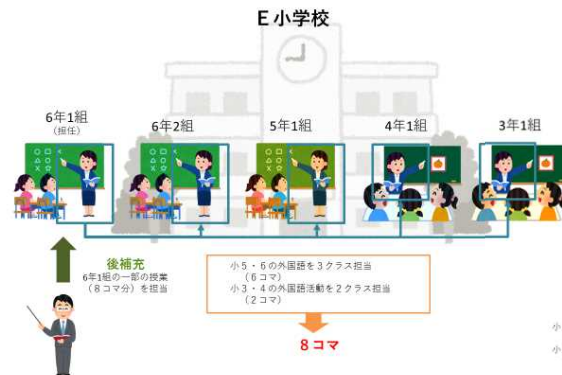
### ●小学校英語専科教諭を配置する場合（兼務の場合）の例



### ●中学校の英語教員を活用する場合の例



### ●小学校の担任教諭（一定の英語力を有する者）を活用する場合の例



### ●非常勤講師を活用する場合の例



## 業務の役割分担や授業時数の適正化等

- 5学級以下の小規模校については、学校や教師の業務の役割分担や適正化を実施、また他の加配定数を活用。

- 標準授業時数を上回る授業計画を実施している学校における教師の指導体制等を踏まえた授業時数の適正化。

※ 標準授業時数を上回る授業計画が88単位時間（週当たり2.5コマ）未満の学校の割合：約76%

※ 「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（H31.3.29通知）において、教育課程の編成・実施に当たっての留意事項（指導体制に見合った授業時数の設定等）を示している。

- 実社会・実生活との関わりを重視した新学習指導要領の趣旨を実現し、地域の教育資源の活用による個々の児童生徒に応じた多様な学習活動の充実を図る観点から、「総合的な学習の時間」の4分の1程度まで、学校外の学習活動を教師の立ち合いや引率を伴わずに実施することが可能。

※「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（H31.3.29通知）において留意事項等を示している。

なお、総合的な学習の時間の学校外の学習活動を計画実施する際、必要に応じて「補習等のための指導員等派遣事業」（補助率1/3）を活用することで教師の負担軽減を可能とする。

（活用例）①担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替をする非常勤講師を配置、②地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用



# 子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、 小学校高学年において専科指導に積極的に取り組む学校への支援

## 該当する学校群の要件

- 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群（以下「学園」という。）で、学園運営を行うこととしていること。
- 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- なお、上記の要件を満たしていれば、学校統廃合を行う取組や、義務教育学校を設置する取組も対象とすることができる。

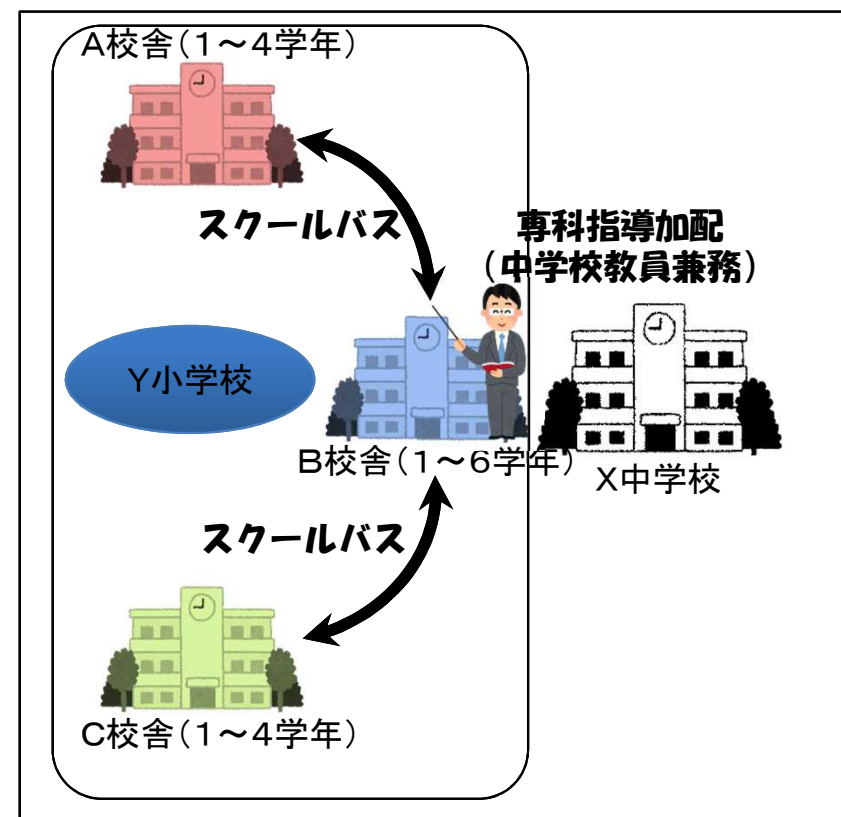
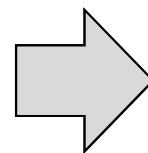
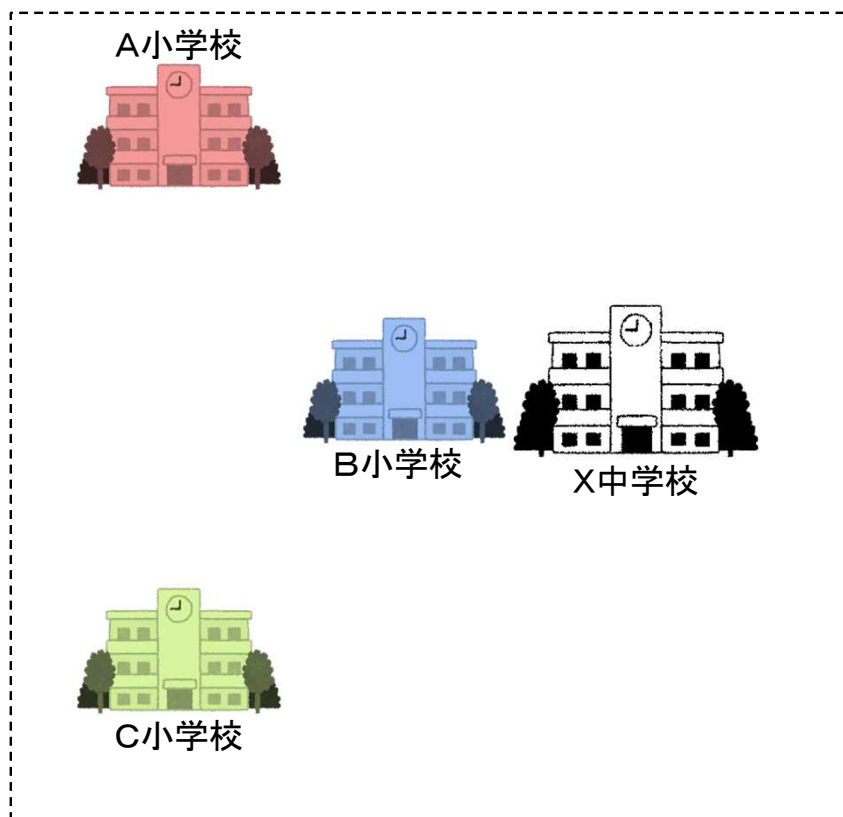
## 支援内容（加配、スクールバス購入費又は運行委託費の補助）

<加配> 小学校高学年の専科指導に積極的に取り組む場合に、専科指導加配を措置。

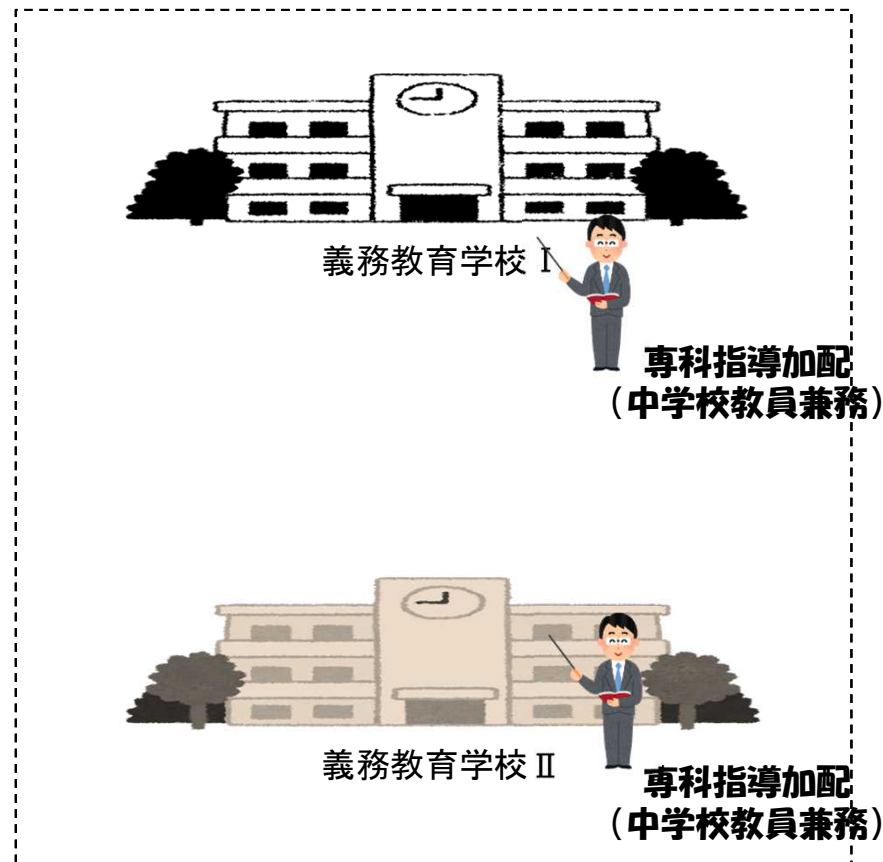
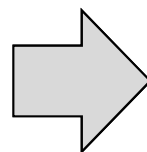
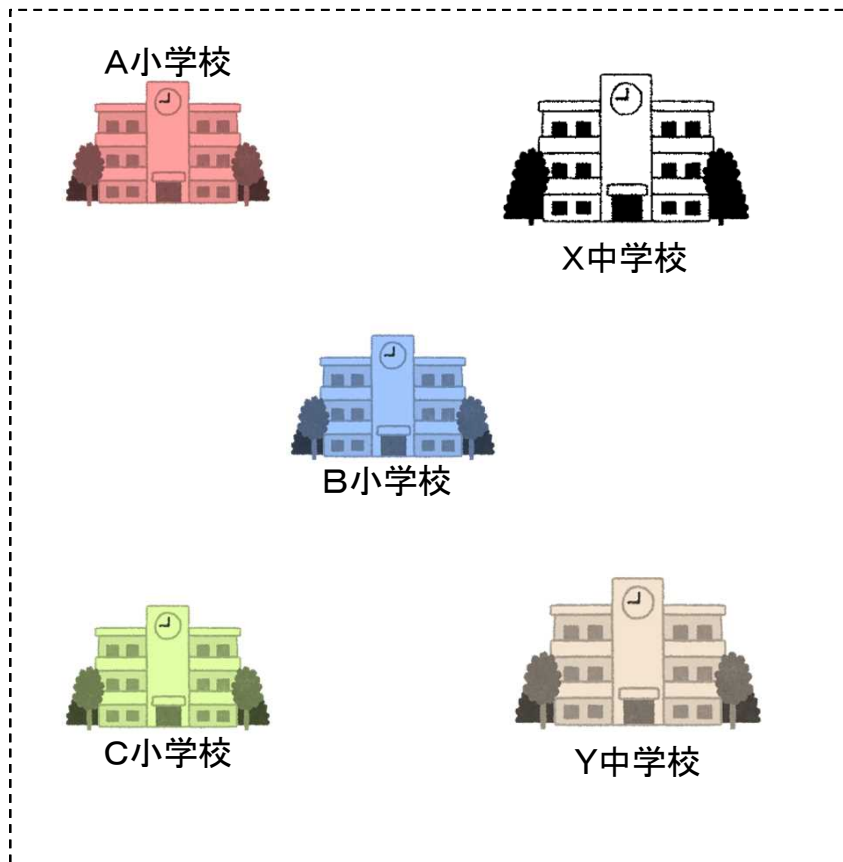
※左記の要件を満たす学園運営を目指すことを教育委員会の文書で決定している場合には、**学園運営を開始する年度の2年前の年度以降**、主幹教諭や教務主任等が新たな学園における特色あるカリキュラム作りに当たるため、授業代替をする**児童生徒支援加配**として措置することも可能とする。（例えばR4年度から学園運営を実施予定の場合はR2年度から加配を活用可。）

<スクールバス> 学園運営をする際に、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を「へき地児童生徒援助費等補助金（補助率1/2）」により補助。

## 【例1】中学校区を単位とした学校群で運営する例



【例2】既存の小中学校を義務教育学校に見直し、小学校高学年に専科指導を導入する例



# 小中一貫教育に関する制度の類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

## **4. 関連する政府方針等**

## 経済財政運営と改革の基本方針2021 日本未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～（令和3年6月18日閣議決定）

### 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

#### 5. 4つの原動力を支える基盤づくり

##### (1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進

デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、デジタル教科書の普及促進、**小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進**、外部人材の活用を図るなど、GIGAスクール構想と連動した教育のハード・ソフト・人材の一体改革を推進する。

## 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

### 4. 「人」への投資の強化

#### (7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

##### i) 初等中等教育段階におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

・小学校35人学級の計画的な整備やその効果検証等を踏まえ、中学校を含め、学校の望ましい指導体制の在り方の検討を進めるとともに、**小学校高学年における教科担任制の推進**や教師の養成・採用・研修等の在り方の検討、ICTによる校務改善や多様な支援スタッフの充実等働き方改革の推進を図る。

## 統合イノベーション戦略2021（令和3年6月18日閣議決定）

### 第1章 総論

#### 3. これまでの取組の評価・課題と重点的に取り組むべき事項

##### (3) 一人ひとりの多様な幸せ(well-being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成

(STEAM教育/特異な才能の伸長/多様な教職員集団/**小学校教科担任制等**)

(前略)また、**理数教育の強化に向け**、先進的な理数教育を行う高等学校等の支援や、高度理系人材等、専門的な知識・技能を有する多様な人材が学校現場に参画しやすくなるような教員免許制度の見直し、**小学校高学年における教科担任制の推進等の取組を着実に進めていく。**

### ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第12次提言）（令和3年6月3日教育再生実行会議）

#### 1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

##### (2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備

##### ② 教師の質の向上、多様な人材の活用等

- 国及び地方公共団体は、学校の実情に応じて様々なスタッフ職の配置を支援し、「チーム学校」による協働的・組織的な取組を推進するとともに、少人数学級の計画的な整備や**小学校高学年における教科担任制の導入**等を行う。また、同時に、部活動改革やテレワークを含む先進事例等の情報発信や、ICTの利活用等による学校業務の効率化により、働き方改革を推進する。

### 第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日）

#### 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

##### 1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大とそのための人材育成・場の充実

##### (1) スポーツ参画人口の拡大

##### ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

##### [具体的施策]

- ウ 国は、地方公共団体等と連携し、**小学校における体育の専科教員の導入を促進する**とともに、運動が苦手や意欲的でない児童生徒や障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど、教員採用や研修の改善を通じ、学校体育に係る指導力の向上を図る。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

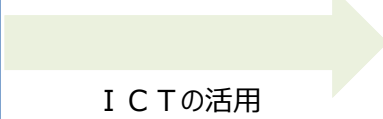
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】(抜粋)

## 第Ⅰ部 総論

### 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施



令和3年1月26日 中央教育審議会  
 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

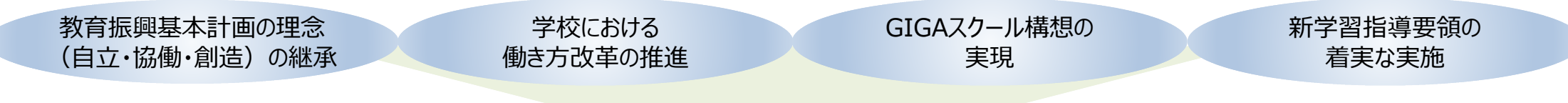
### 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果，直面する課題と新たな動きについて

#### 成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
  - ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证る居場所・セーフティネット）

#### 課題

- 子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面
- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
  - 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加，貧困，いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
  - 生徒の学習意欲の低下
  - 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下，教師不足の深刻化
  - 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど，加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
  - 少子高齢化，人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
  - 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立，今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備



必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

### 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

#### ①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

#### 指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、  
・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現  
・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

#### 学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に**子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援**することや、**子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる**
- ◆ その際、ICTの活用により、**学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用**することや、**教師の負担を軽減**することが重要

### それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

#### ②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、**探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実**することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、**一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出す**

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切



## 子供の学び

### 幼児教育

- 小学校との円滑な接続，質の評価を通じPDCAサイクルの構築等により，質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら，全ての幼児が健やかに育つことができる

### 高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや，STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

## 教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め，教職生涯を通じて学び続け，子供一人一人の学びを最大限に引き出し，主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し，多様なスタッフ等とチームとなり，校長のリーダーシップの下，家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信，新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され，志望者が増加し，教師自身も志気を高め，誇りを持って働くことができる

## 子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現，デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実，校務の効率化，教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備，学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携，学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

### 義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成，多様な一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い，多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ，地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

### 特別支援教育

- 全ての教育段階において，インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ，全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

## 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

### 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

#### (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

#### (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

#### (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子供同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

#### (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえて、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

#### (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

#### (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

## 5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆ 「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆ **これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで、**様々な課題を解決し、教育の質の向上**につなげていくことが必要
- ◆ ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現が必要**

### (1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のことし、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

### (2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

### (3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

## 各論（目次）

1. 幼児教育の質の向上について

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

7. 新時代の学びを支える環境整備について

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

## 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務
- 義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要
- 児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底

### (2) 教育課程の在り方

#### ① 学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 新学習指導要領で整理された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要であり、ICT環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要
- 児童生徒の発達の段階を考慮し、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実を図る
- 小学校高学年への教科担任制の導入、学校段階間の連携強化、外部人材の配置や研修の導入等が必要
- 発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばしていくことができるよう環境を整えていくことも重要
- 各学校段階を通じた学びに向かう力の育成、キャリア教育の充実

#### ② 補充的・発展的な学習指導について

##### ア 補充的・発展的な学習指導

- 指導方法等を工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深め広げる発展的な学習を取り入れる
- 必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

##### イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、学校外の学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施

#### ③ カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校や地域の実態を踏まえ、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施
- 各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

### (3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

#### ① 小学校高学年からの教科担任制の導入（令和4(2022)年度を目途）

- 義務教育9年間を見通した指導体制の構築、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
- 新たに専科指導の対象とすべき教科（例えば外国語・理科・算数）や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討、小中学校の連携促進
- 専門性担保方策や人材確保方策と併せ、必要な教員定数の確保に向けて検討

#### ② 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方

- 小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例を設け、両方の免許取得を促進
- 中学校免許を有する者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるように制度を弾力化

### (4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

#### ① 不登校児童生徒への対応

- SC・SSWの配置時間等の充実による相談体制の整備、教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、教育委員会・学校とフリースクール等の民間の団体とが連携した取組の充実、自宅等でのICT活用等多様な教育機会の確保など、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援
- 児童生徒の支援ニーズの早期把握、校内別室における相談・指導体制の充実等の調査研究

#### ② 義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応

- 全ての都道府県・指定都市における夜間中学の設置促進
- 専門人材の配置促進による夜間中学の教育活動の充実や受入れ生徒の拡大

### (5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

- 生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成
- 養護教諭の適正配置、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携、学校保健情報の電子化
- 食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実、栄養教諭の配置促進

### (6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- 成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、児童虐待防止に向けた関係機関との連携強化
- 学校だけでは対応が難しい、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景や要因といった困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、自殺予防の取組の推進等
- SC・SSWの配置時間等の充実、SNS等を活用した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備、スクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備
- 学校いじめ防止基本方針の実効化、いじめ等の状況に関するデータの活用促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応徹底や研修の実施等

## 7. 新時代の学びを支える環境整備について

### (1) 基本的な考え方

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図るとともに、新たな感染症や災害の発生等の緊急時であっても全ての子どもたちの学びを保障するため、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図る

### (2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備

- 「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教師のICT環境の整備
- 学校図書館における図書の充実を含む環境整備など既存の学校資源の活用促進
- 「新しい生活様式」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化

### (3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- 「1人1台端末」の活用等による児童生徒の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向け、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討を進め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設・設備を計画的に整備

### (4) 学校健康診断の電子化と生涯にわたる健康の保持増進への活用

- 学校健康診断及びその結果の電子化の促進は、心身の状況の変化への早期の気付きや、エビデンスに基づく個別最適な指導・支援の充実等のほか、働き方改革にも有効
- PHR（Personal Health Record）の一環として、学齢期の健康診断情報を電子化し、生涯にわたる健康づくり等への活用に向けた環境整備

## 8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 少子高齢化や人口減少等により子どもたちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要

### (2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

#### ① 公立小中学校等の適正規模・適正配置等について

- 教育関係部局と首長部局との分野横断的な検討体制のもと、新たな分野横断的実行計画の策定等により教育環境の向上とコスト最適化
- 義務教育学校化を含む地方公共団体内での統合、分校の活用、近隣の地方公共団体との組合立学校の設定等による学校・学級規模の確保
- 少人数を生かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等による小規模校のメリット最大化・デメリット最小化

#### ② 義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育の優良事例の発掘、横展開

#### ③ 中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島等の高校を含めたネットワークを構築し、ICTも活用してそれぞれが強みを有する科目の選択的履修を可能とし、小規模校単独ではなし得ない教育活動を実施

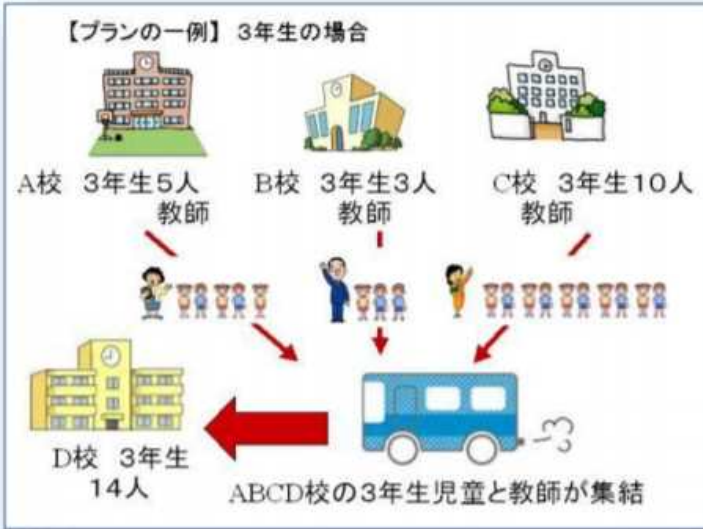
### (3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 子どもたちの多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化
- 地域の実態に応じ、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、長寿命化改良、他の公共施設との複合化・共用化など、個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備

## 5. 関連する取組事例

# 兵庫県香美町の事例（複数の小学校の連携による合同授業）

- 香美町にある1学年1学級以下の小学校9校が連携し、地域別に2グループに分かれて合同授業を実施。
- 小規模校における「多人数教育や集団活動が制限され不安」との保護者の声に応えるため、多人数授業やグループ別授業（習熟度別の指導等）を実施。 ※各学年年10回・30時間程度の実施
- 各学校への登校後にスクールバス等を利用して学校間を移動（移動時間10～30分）。 ※移動の調整等は教育委員会

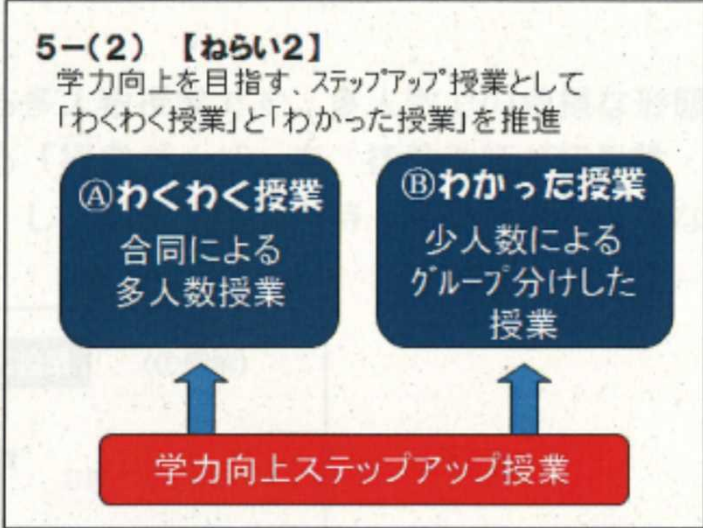


## チャレンジプランの時間割例

校時	開始～終了	1年生		4年生	
		教科	児童・教員数	教科	児童・教員数
1時間目	8時45分～ 9時25分	図画工作	児童22名 教員3名	—	—
2時間目	9時30分～ 10時15分	図画工作	児童22名 教員3名	学級活動	児童21名 教員2名
3時間目	10時20分～ 11時05分	算数 (わかった授業)	児童22名 教員5名	音楽 (わくわく授業)	児童21名 教員1名
4時間目	11時30分～ 11時55分	—	—	国語	児童21名 教員2名

4年生の学年が「わくわく授業」（多人数授業）を実施している時間帯に、他方の学年が「わかった授業」（グループ別授業）を実施することで、授業を担当しない4年生の学級担任が1年生の授業を担当することが可能。

※基本的には2つの学年がペアになって実施



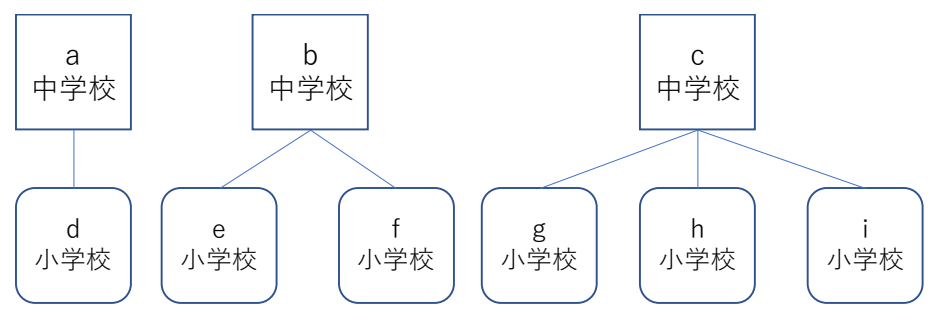
## 取組の効果と課題

- <効果>
- 複数の学級の児童を集めた多人数授業を一人の教員が実施することにより、効果的な教員配置を実現（授業を担当しない学級担任が他学年を指導することで、きめ細かな指導を図る）。
  - 若手教員がベテラン教員の指導を見ることにより、若手教員の指導力の向上につながる。
  - 集団活動等の充実や他校との人間関係の構築等により、「中1ギャップ」の解消に資する。
- <課題>
- 学校間の移動や他校との打合せ等が必要となることから、教員に業務負担が生じる（授業を担当しない学級担任も他学年を指導することから、業務量は必ずしも軽減されていない）。
  - 他校の教員との打合せの時間を確保することが難しく、授業準備の時間が十分に取れない。
  - 特別支援学級や複式学級では、情報共有や学級担任以外の協力等の個別の配慮が必要。

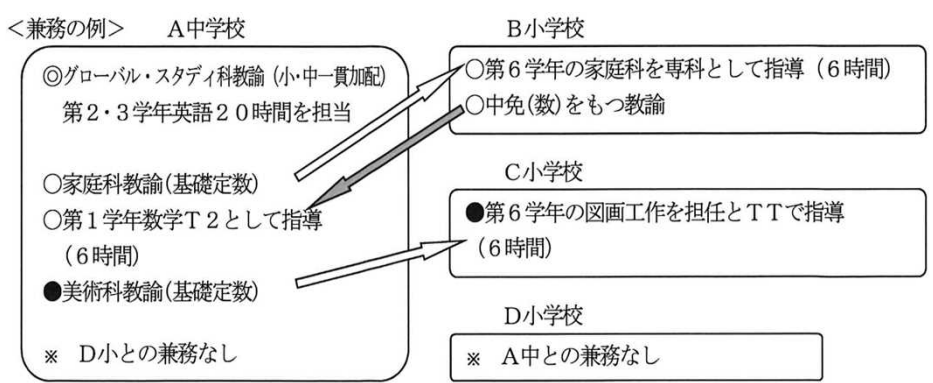
# 埼玉県さいたま市の事例（グループ化による小中学校の連携）

- 「さいたま市小・中一貫教育」の一環で、中学校1校と小学校1～3校が1のグループを形成（市内全56校の中学校で実施）。
- 小学校の授業を担当する中学校教員に対し、小学校教員の兼務発令を行い、週1時間以上、中学校教員が小学校6年生の授業を担当（小・中一貫加配の配置がある場合は週12時間以上）。
- 小学校の学級担任等が行う授業に、中学校教員がチーム・ティーチングとして参加するケースが多数。
- 学校間の移動は、徒歩、自転車、自動車など様々であり、中学校教員には学校間の移動時間も考慮した時間割を設定。

小中学校のグループ（イメージ）



兼務教員の授業担当の例



\*具体的な兼務内容は、関係小・中学校の校長が協議して決定する。  
 協議は、中学校長が中心となって進める。

中学校教員の時間割例

小学校	中学校
8:40 1時間目	8:55 1時間目
8:45 ~	~
8:50 8:40	9:45 小学校用時間
8:55 ~	2時間目
9:00 9:25	9:55 ~
9:05 ~	10:45
9:10 9:25	25分休み
9:15 ~	打合せ
9:20 9:25	3時間目
9:25 9:30	10:55 ~
9:30 2時間目	11:45
9:35 ~	4時間目
9:40 9:30	11:55 ~
9:45 ~	12:45
9:50 10:15	
9:55 ~	
10:00 10:15	
10:05 ~	
10:10 10:25	
10:15 ~	
10:20 10:35	
10:25 ~	
10:30 10:45	
10:35 ~	
10:40 10:55	
10:45 ~	
10:50 11:05	
10:55 ~	
11:00 11:15	
11:05 ~	
11:10 11:25	
11:15 ~	
11:20 11:35	
11:25 ~	
11:30 11:45	
11:35 ~	
11:40 11:55	
11:45 ~	
11:50 12:05	
11:55 ~	
12:00 12:15	
12:05 ~	
12:10 12:25	
12:15 ~	
12:20 12:35	
12:25 ~	
12:30 12:45	
12:35 ~	
12:40 12:50	
12:45 ~	
12:50 ~	

※網掛け部分が、中学校兼務教員が授業を担当

## 取組の効果と課題

### <効果>

- 小・中学校の教職員の合同研修会等による相互理解により、小学校から中学校までの教育課程を見通した系統的・専門的な指導につながっている。
- 中学校教員は、中学校への入学前から小学校の児童生徒の様子を把握できる。児童も、中学校の教員等との人間関係を構築することができる（「中一ギャップ」の解消にも資する）。

### <課題>

- 時間割や指導の方向性等の調整が必要となるが、打合せの時間を確保することは容易ではない。
- 中学校において持ち授業時数の多い教科の担当教員を小学校側に派遣することができないことから、小学校側のニーズに柔軟に対応することができない。
- 小学校教員との打合せや学校間の移動に時間を要するため、中学校教員の業務負担が高まる。また、中学校教員はチーム・ティーチングとして参加するため、小学校教員の業務量は軽減されない。



# 茨城県水戸市の事例（義務教育学校における小中学校連携）

- 小中一貫教育を推進する観点から、義務教育学校を設立し、9学年を4年、4年、1年の3つの段階に分けた指導体制を構築。
- 1～4年生の国語、算数、生活は学級担任が行うが、その他の教科は教科担任が行う「完全教科担任制」を採用。
- 3年生から9年生までを同じ教員が担当する教科もあり、教科の専門性や系統性を意識した授業実施。

令和元年度の教科担当表

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
学級担任	A	B	C	D	E	F	G	H	I
国語 (書写)	担任A (Q)	担任B (Q)	担任C (D)	担任D (D)	D (D)	D (D)	K (K)	K (K)	K (K)
社会			L	教頭	L	L	M	M	M
算数 数学	担任A N	担任B N	担任C N	担任D N	E O	B O	E O	B(1/3学期) A(2学期) O	A E O
理科			H	H	教頭	Q	H	H	Q
生活	担任A	担任B							
音楽	F	F	F	F	F	F	F	F	F
図工 美術	R	R	S	S	S	S	S	S	S
体育	I	U	I	I	G	G	G	G	G
技術 家庭					C	C	R	R	R
英会話 英語	U W	U W	U W	U W	U W	U W	X W	X W	X W
水戸まごころタイム	グレード主任、副主任、副担任、担任				担任E X U	担任F X U	担任G R	担任H R	担任I M
道徳	担任A	担任B	担任C	担任D	担任E	担任F	担任G	担任H	担任I
学級活動	担任A	担任B	担任C	担任D	担任E	担任F	担任G	担任H	担任I
裁量	担任A	担任B	担任C	担任D	担任E	担任F	担任G	担任H	担任I

※アルファベットは、各教員を表す。

令和元年度の教員の持ち授業時間数

教職員	ベーシックグレード						ミドルグレード						
	1年生 担任	2年生 担任	3年生 担任	4年生 担任	専科	専科	5年生 担任	6年生 担任	7年生 担任	8年生 担任	専科	専科	専科
担当教科	数	数	家	国	国	社	数	音	体	理	技	英	英
総時数	24	28	22	28	19	24	22	20	19	19	15	20	23
月曜 空き時間	1	1	1	1	1	0	2	2	3	1	3	1	0
火曜 空き時間	0	0	1	1	3	3	2	4	1	3	3	2	4
水曜 空き時間	2	0	3	1	4	2	1	2	2	2	1	3	1
木曜 空き時間	2	0	1	0	2	2	2	0	4	3	5	2	1
金曜 空き時間	0	1	2	0	2	0	2	3	2	3	4	3	2

教職員	コンピレーショングレード								
	9年生 担任	専科	小学校 教頭	中学校 教頭	専科	専科	専科	専科	専科
担当教科	体	社	理	社	美	理	学サ	学サ	英
総時数	24	18	5	5	14	12	20	19	27
月曜 空き時間	1	2	4	4	3	3	2	2	1
火曜 空き時間	0	3	5	5	2	3	2	2	0
水曜 空き時間	1	3	5	5	3	3	2	3	0
木曜 空き時間	2	1	6	5	4	5	2	2	0
金曜 空き時間	2	3	5	6	4	4	2	2	0

持ち授業時間数  
 1～4学年：25.5コマ  
 5～6学年：21.0コマ  
 7～9学年：20.7コマ  
 ※学級担任のみ  
 <参考>  
 小学校：24.5コマ  
 中学校：18.2コマ  
 ※平成28年度教員統計調査より(授業担任ありのみ)

## 取組の効果と課題

- <効果>
- 小学校低・中学年から中学校までを同一の教員が担当することにより、実験や実技等の留意点を効率よく指導することができるのと同時に、復習や発展的な学習を含めて系統性を意識した授業ができる。
  - 教科担任制の導入により、小学校高学年段階における学級担任の持ち授業時数の平準化が図られており、業務負担の軽減に寄与している。

## <課題>

- 中学校段階に加えて、小学校段階の教科指導を行う場合には、各学年に応じた新たな教材研究が必要となることや、発達段階に応じて指導方法(スピード等)を柔軟に変える必要が生じる。
- 当該学校の教員が一般の小学校又は中学校に転任した場合に、経験不足(小学校であれば担当教科以外の教科指導、中学校であれば進路指導の経験等)を心配する声がある。

# 神奈川県横浜市の事例【専科指導加配の活用】

神奈川県横浜市では、大規模校（例えば、1学年3学級の学校）において、学級担任の持ち合いやコマ講師の活用等により、教科担任制を導入している。

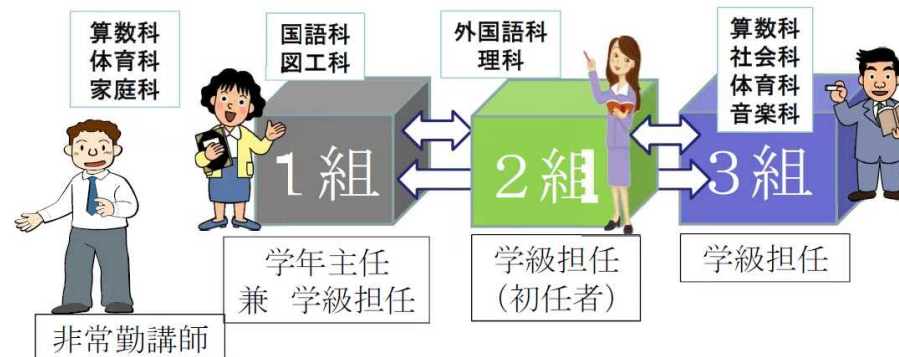
これにより、教材準備等が効率化され、授業負担に係る負担が軽減することや、保護者対応・児童への生活指導で問題が発生したときに複数の教員で対応することが可能となること、などの効果が出ている。

教科担任制を導入した学校では、学級担任の空コマが平均すると1日1～2コマ程度生じている。

## 3 チーム学年経営の仕組み



特別活動、総合的な学習の時間、道徳の授業は学級担任、  
それ以外の教科はすべて分担



## 教科分担制を伴ったチーム学年経営の導入

## 4 学校アンケートの結果から



### 教職員の負担軽減に関係すると思われる項目



授業準備、子どもや保護者への対応、年休の取得、悩みの共有等、小学校において学級担任が一人で抱えがちな状況や内容に関して、確実に負担が軽減されたと感じている管理職や教職員が増えているのが分かる。

## 5 導入した学校の実例



### 業務の効率性と実効性を追求(1組担任の時間割例)

朝	1組担任の時間割				
	月	火	水	木	金
1校時	3組	道徳	国語	4組	2組
2校時	国語	2組	4組		
中休み					
3校時		特活	総合	1組	
4校時			総合	国語	3組
5校時			1組	2組	1組
6校時	国語	国語		3組	4組

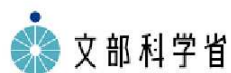
青色部分が、「空き時間」  
月曜日に3時間  
火曜日に2時間  
木曜日に1時間  
金曜日に2時間  
**合計8時間**

※国語、特活、総合、道徳は、学級担任の授業。  
学級名の箇所は、分担教科である社会科の授業。

## 目次

# 全国の学校における 働き方改革事例集

令和3年3月



文部科学省

### 具体的に改善したい業務がある方へ

業務ごとの  
取組

p.04 ~ 94

04 [業務ごとに具体的な取組を探す](#)

オンライン会議の実施、所見の見直しなど、業務ごとに取組を紹介します。

### 一部の教職員に負担が偏っていることを解消したい方へ

業務分担の  
見直し

p.95 ~ 104

08 [教科担任業務の分担に関する取組を探す](#)

08 [クラス担任業務の分担に関する取組を探す](#)

08 [校務分掌の分担に関する取組を探す](#)

担任業務や校務分掌など、負担の偏りが生じやすい業務の見直しについて紹介します。

### 執務に使える時間が少なくお困りの方へ

執務時間の  
創出

p.105 ~ 114

08 [日課表の見直しに関する取組を探す](#)

08 [電話受付時間の制限に関する取組を探す](#)

08 [執務環境の整備に関する取組を探す](#)

執務時間を生み出すための日課表の組み方や勤務の見直しなどについて紹介します。

### 外部人材の募集・活用にお困りの方へ

外部人材の  
募集・活用

p.115 ~ 118

08 [人材募集の工夫に関する取組を探す](#)

08 [スクール・サポート・スタッフの1日の働き方イメージを見る](#)

外部人材にどのような業務を担っていただいているかについて紹介します。

### GIGA 端末を活用した校務効率化に取り組みたい方へ

グループウェア  
活用マニュアル

p.119 ~ 219

119 [グループウェア活用方法を探す](#)

Google Workspace for Education™、  
Microsoft Teams で可能な業務改善ノウハウを紹介します。

### 好事例提供校のインタビュー

当事例集で扱った取組を実践し成果に繋がっている教育委員会・学校にお話を伺いました。

p.09

### 事例集の読み方

当事例集の読み方をご紹介します。

p.10

## 業務分担の見直し 教科担任

### 専科・教科担任制の導入

小 中 高 特支

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>専科教員を増やし、担任に時間的ゆとりを持たせるようにした。</li> <li>複数校を兼務する専科教員制を導入した。</li> </ul>
削減時間 ※担当1人あたりの目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>日 30分 × 年 200日 = <b>100.0</b> 時間/年</li> </ul>
事例提供校からの声	<b>導入効果</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>担任や高学年担当を中心に空き時間を増やすことができ、各教員が教材研究をする教科数も減ったため、全体の時間外勤務の削減につながった。</li> <li>複数の教員で児童を見ることにより、学級崩壊のリスクが弱まった。</li> </ul>
	<b>課題・対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間割の作成が複雑になる。 ▶ 時間割作成を複数人で行うようにした。</li> <li>所見作成の情報交換が煩雑になる。 ▶ 職務分担を明確にした。初年度は慣れない点もあったが、2年目以降は業務負担を実施前より感じることはなさそうである。</li> </ul>

### 小中間の乗り入れ授業

小 中 高 特支

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校（義務教育学校後期課程）の教員が小学校の教科担任を受け持った。</li> <li>または小学校で、中学校音楽や体育の免許保有の教員が中学校の該当教科を担当した。</li> </ul>
削減時間 ※担当1人あたりの目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>日 30分 × 年 200日 = <b>100.0</b> 時間/年</li> <li>※中学校担当教員の負担増については中学校内での取組の中で負担軽減について配慮すること</li> </ul>
事例提供校からの声	<ul style="list-style-type: none"> <li>空きコマが少ない小学校の教員に空き時間を生み出すことができた。</li> <li>授業準備の時間が削減された。</li> </ul>

## 業務分担の見直し 教科担任



### 担任間での授業交換+専科による教科担任制 1)

小学校の5年生3クラスの担任同士での授業交換により準備が必要な科目数を削減し、英語専科を組み合わせることで空きコマの創出に取り組む北海道室蘭市立旭ヶ丘小学校のお話を伺いました。

どの授業を交換されているのですか？

A. **5年生の3クラスの担任同士で、理科・社会・音楽・家庭科を交換**しています。A先生は3クラス分の理科を担当し、B先生は3クラス分の社会を担当するという形ですね。授業の交換と英語専科を組み合わせることで、できるだけ時間を生み出そうとしています。

何をきっかけにこの仕組みを導入されたのですか？

A. 教材研究の時間を充実させることによる学びの質の向上と授業改善を目指し、5年生から試験導入しました。今後は実施学年を拡大することを検討中です。

導入されて、先生からはどのような反応がありましたか？

A. 専科と学年内での教科担任制を組み合わせることで空きコマができることが、時間の削減効果としては一番大きいことでした。ただ、それ以外にも、小学校は準備をしなければならない教科数が多いので、**2教科ないし3教科分の準備の時間が削減**されることで、授業準備の時間を他に割けるようになったのは良かったとのことでした。また、担任1人ではなく、複数の先生目で子供を見ることで、**それぞれの子供の良かったところや課題について、多様な視点で見られる**ようになり、子供の状況を把握しやすくなったとのことでした。



### 担任間での授業交換+専科による教科担任制 2)

3~6年生の専科配置と6年生での担任同士の授業交換により一部教科担任制を進める宮崎県宮崎市立大宮小学校のお話を伺いました。



どの授業を交換されているのですか？

A. **6年生の1組体育と2組算数、3組家庭と4組外国語**の交換を行いました。試験的に実施ということで年間ではなく時期を限定して実施しました。加えて、3年生の理科・書写、4年生の理科・書写・音楽、5年生の社会・書写・理科・音楽、6年生の社会・図工・理科・音楽の加配を組み合わせ、学級担任の空き時間確保に繋がっています。

どのような効果、または課題がありましたか？

A. この取組だけの効果ではありませんが、上記のグラフからも分かるように、時間外勤務の削減に一定繋がっています。教職員からは、**専門性のある質の高い授業を行うことができる、専科教員を含めて、複数の目で児童を支援することができるようになり、担任だけでは気づけない児童の様子を知ることができる、中1ギャップの解消にも繋がる**といった肯定的な意見が多いです。

A. 時間割作成が難しい、急な日程変更に対応しにくいといった課題はありますが、学年間で早め早めに日程調整を行うことで対応しています。

## 教科担任



## 合同授業+教科担任制で1時間空きコマを創出

体育の合同授業と教科担任を組み合わせることで、少なくとも1日1時間の空きコマを確保しているという群馬県東吾妻町立坂上小学にお話を伺いました。

体育の合同授業はどのように行われているのですか？

A. 本校は1学年5,6人の小規模校です。そのため、授業としても1学年で体育を実施するとうまく回らないという課題がありました。そのため、**低学年・中学年・高学年で体育の授業を実施**することとしました。

A. 安全配慮が特に必要な水泳については担任2人で一緒に見えています。

教科担任はどのように入っているのですか？

A. 特別支援学級と3年生の担任が音楽の免許を持っているので、それぞれ4~6年、1~3年の音楽をお願いしています。また、教務主任が3~6年生の理科と3年生の図工を受け持っています。

A. 加えて、加配の先生に3,4年生の外国語、6年生の家庭科と書写を受け持っています。

A. 3年生の担任にとっては1,2年の音楽の授業が増えますが、教務主任と加配の先生によって他のコマ数を減らしているので、全体で見ると、**1日1コマの空き時間を確保**できています。

先生方からはどのような反応がありましたか？

A. やはり、1日1時間空きコマがあると、事務処理などをその時間に終わらせましたし、子供と離れて切り替えをする時間にもなるということで好評です。

A. また、専門的な力のある先生にお願いできるのは有難いという声もあがっています。

## 教科担任



## チーム+1で高学年の教科担任制を実現

担任同士の授業交換と専科を組み合わせることで教科担任制を実現されているという岡山県早島町立早島小学校にお話を伺いました。

## イメージ

5年生	教科担任	担任共通	コマ数	6年生	教科担任	担任共通	コマ数
担任A	算数 5h×2学級 道徳 1h×5学級	国語 4h 総合 2h 体育 2~3h 学活 1h	25h	担任H	理科 3h×4学級	国語 4h 図工 1.4h 体育 2.6h 総合 2h 学活 1h	23h
担任B	理科 3h×5学級			担任I	算数 5h×2学級 道徳 1h×2学級		
担任C	音楽 2h×5学級 書写 1h×5学級			担任J	算数 5h×2学級 道徳 1h×2学級		
担任D	社会 3h×5学級			担任K	社会 3h×4学級		
担任E	算数 5h×3学級						
専科F	家庭科 1.7h×5学級 図工 1.4h×5学級	—	15h 学年事務	専科L	音楽 1.4h×4学級 家庭科 1.6h×4学級 書写 1h×4学級	—	16h 学年事務
専科G	外国語 2h×5学級	—	—	—	外国語 2h×4学級	—	18h

どのような背景から教科担任制を導入されたのですか？

A. ①学習指導、②生徒指導、③働き方改革の3つの観点より導入しました。  
①学習指導に関しては若手教員の増加による**教科指導力の差を広げない**こと、②生徒指導に関しては「**学級担任**」から「**学年担任**」へ**意識変革**をし、学級担任との関係性がうまくいかない児童に対してもチームで支援をして、学級担任・児童双方の精神的負担を軽減すること、③働き方改革に関しては、学習指導要領改訂下でも**十分な教材研究の時間を確保**することが挙げられます。

導入されてみて、効果はいかがですか？

A. ①学習指導に関しては、**年度始め単元テストの学級平均が10ポイント以上差がある教科もありましたが、12月時点では大きな差がなくなってきました。**

また、児童アンケートにおいても「いろいろな先生に教えてもらうことはよい」が90%前後、「各教科の授業の内容がよくわかる」も90%超という結果になっています。教職員アンケートにおいても「教科担任制により学習指導の充実につながっている」は100%でした。

A. ②生徒指導に関しても、教職員アンケートにおいて「生徒指導の充実につながっている」が7月時点では83%→12月時点では92%と一定の効果が出ているのではないかと思います。

A. ③働き方改革に関しても、「教材研究の時間の確保につながっている」とする教職員が100%でした。

A. 教職員からは「生徒指導上のこともみんなでやろうという雰囲気が出やすい」「学年単位で多くの先生の手で児童を見ることができて」「教材研究の時間が大幅に削減されている」といった声が聞かれています。

今後の課題は何かありますか？

A. 個別の児童への支援、経験年数が短い先生へのサポート、教室の数が挙げられています。**些細なことで担任に共有する、習熟度の差がつきやすい算数などは個別児童の習熟度に合った支援を行う、教科担任制に合わせた教室配置にする**など、来年度、改善を行っていきたいと思います。

# 学級担任

## 全員・チーム担任制の導入

小 中 高 特支

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ担任制を導入し、学級担任の業務負担を分散した。</li> <li>チーム担任制と時差出勤を組合せ、学年を担当する一人の教員が朝の会に出て、そのまま1限目の授業を担当し、別の教員は2限目からの出勤とし、部活動指導をすることとした（中学校）。</li> </ul>
削減時間 ※担当1人あたりの目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>日 20分 × 年 200日 = <b>66.7</b> 時間/年</li> </ul>
事例提供校からの声	<ul style="list-style-type: none"> <li>時差出勤を導入できた。また、生徒や保護者にチームで関わる雰囲気が醸成された。</li> <li>生徒指導などにおいて、児童生徒一人一人の状況把握や情報共有に効果があった。</li> <li>ベテランと若手の組み合わせにより、若手教員の成長に大きな成果があった。</li> </ul>



## グループ担任制の導入

1年生（6クラス）において2クラスを3人で担任するグループ担任制によって、学級担任の業務負担削減や、学年チームとしての生徒指導に繋がっているという新潟県新潟市立内野中学校にお話を伺いました。

### イメージ

	9月1週目	9月2週目	9月3週目	9月4週目
ベテラン	1組 HR 担当	2組 HR 担当	—	1組 HR 担当
中堅	2組 HR 担当	—	1組 HR 担当	2組 HR 担当
若手	—	1組 HR 担当	2組 HR 担当	—

なぜ、グループ担任制を導入されようと思ったのですか？

- A. 今の1年生は新潟市の少人数配当でいくと35人×7クラスになるのですが、縦割り活動を重視しているので6学級のほうが活動を行いやすいという問題がありました。ただ、6学級にするとその分もちろん1学級の人数が増えますし、**細かく、多面的に生徒を見ていくには複数の目があつたほうがよい**のではということでグループ担任制を導入しました。
- A. 他の学年担任制などの例を見ていると、4クラスを5人で担任や3クラスを4人で担任などの例がありましたが、授業で入るクラス数などを考えると、**教職員の人数を確保できるのであれば2クラス3人**がよいかなと思い、今の編成にしています。

教職員からはどのような反応がありましたか？

- A. 1学級の人数が多くなることへの不安が大きく、3人で見れるならいいよねという反応でした。実際やってみると、特に若手からは**ベテランや中堅の先生から学ぶことが多い、生徒指導案件も1人で抱え込まなくてよい**というポジティブな反応が多く出ています。

保護者の反応はいかがですか？

- A. 3人も担任の先生がいっちゃうんですかと肯定的な反応でした。小学校の時に、担任の先生とうまくいかなかった経験のあるご家庭は特に**何人もの先生から見てもらえることへの安心感**があったようです。保護者面談も2回行って3人から自由に選べることにしています。1回目と2回目で先生を変えて異なる目からの意見を聞きたいという保護者も多いようです。

# 学級担任



## 学年担任制+教科担任の導入

3年生以上で、学年2クラスを2人で一緒に担任する学年担任制を導入されたという埼玉県所沢市立柳瀬小学校にお話を伺いました。

### イメージ

	9月1週目	9月2週目	9月3週目	9月4週目
経験長	1組 HR 担当	2組 HR 担当	1組 HR 担当	2組 HR 担当
経験短	2組 HR 担当	1組 HR 担当	2組 HR 担当	1組 HR 担当

一部の教科は教科担任

なぜ、グループ担任制を導入されようと思ったのですか？

- A. 「チーム学校」として組織的に対応していこうというなかで出てきたアイデアです。本校は2クラスしかないため、2人の担任で組んで、**HRは交代で行い、理科はA先生が両方のクラスを担当、社会はB先生が両方のクラスを担当**という形で行っています。また、一部の教科に関しては**単元ごとに担当を変えたり**しています。例えば、国語のAという教材に関してはA先生が両方のクラスを担当するといった形です。

- A. あわせて、子供たちも常に固定したクラスでなく、**授業によっては半分クラスを入れ替えて行う**こともあります。教職員も子供も「クラス」ではなく「学年」としての意識を高められるように工夫しています。

どのような効果がありましたか？

- A. やはり、教材研究の負担減に繋がっています。加えて、体育を合同で行うことで、**専門性がある教員が中心になって、片方の教員はそこから学ぶ**など、教職員の勉強にも繋がっているかなと思います。

若手にとって色々な教科の授業を行う機会が少なくなるという懸念もあるかと思いますが、どうされていますか？

- A. もちろん、小学校なので全教科できる必要はある程度ありますが、今後、5,6年生の教科担任制も進んでいくと思いますし、専門性を磨いていくことは非常に重要だと思っています。

ベテランの先生にとっては負担増加になるのではという懸念はありませんでしたか？

- A. 確かに、若手の面倒を見ないといけないといった意識は高まるのかなと思いますが、ある意味それが狙いでもあります。**自分のクラスだけが良ければ良い、ではなくて、学年全体、学校全体へ視点を広げてもらいたい**と思っています。

保護者との懇談会や個人面談はどのような形で行われているのですか？

- A. 懇談会は2クラス合同で行っています。**2人で対応できるので、心強く、精神的な負担も下がっている**ようです。個人面談は1回目は全員と行って、2回目は希望制にしています。**2回目は希望する人が少なければ、できるだけ2人の担任が両方出席**するようにしていますし、担任ではない教員との面談も可能にしています。

保護者からの反応はいかがでしたか？

- A. **多くの目に見守ってもらえるんだ**という期待感が大きかったように思います。学級間の差がなくなることへの賛同も大きかったです。

- A. また、あわせて、担任だけでなく、**誰にでも相談してください**というのをメッセージとして発信しました。どうしても、保護者としては、言いにくいけど担任にまず言わないとダメだよという意識があると思うのですが、今では、相談しやすい先生にまずは相談してもらおうという形にできています。

## **6. 令和2年度調査研究概要**

# 義務教育 9 年間を見通した指導体制に関する調査研究（R 2 年度）

## 調査研究の目的

学校間の連携や教員配置の工夫等により、義務教育 9 年間を見通した指導体制の整備を推進している先導的な取組・研究事例を整理・分析することで、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実に向けた中央教育審議会における教職員配置の在り方や支援体制の在り方等の検討及び効果的な政策立案に資する。

《参考》義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について（新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ）抄

小学校における教科担任制の導入により、教材研究の深化や授業準備の効率化による教科指導の専門性や授業の質の向上、教師の負担軽減が図られ、児童の学力の向上、複数教師による多面的な児童理解による児童の心の安定が図られるとともに、小・中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続などが実現できる。義務教育 9 年間を見通した指導体制の整備に向けて、小学校高学年の児童の発達の段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、令和 4 年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべき。

## 調査研究の内容（概要）

① 中央教育審議会の審議状況を踏まえ、国内外の文献調査や地方教育行政機関を対象とした先進事例調査等により、小学校高学年における教科担任制の導入に係る以下の事項について体系的に整理・分析を行う。

✓ 意義・効果

（観点：GIGAスクール構想の下でのICTの効果的な活用と相俟った授業の質の向上、学習内容の理解度・定着度の向上、教師の負担軽減、多面的な児童理解、小・中学校間の円滑な接続 等）

✓ 対象学年・対象教科とその背景・考え方

✓ 学校規模や地理的条件に応じた工夫

（小規模校散在地域の工夫事例、遠隔・オンライン教育の活用 等）

✓ 取組を進める上での課題・コスト など

※ いわゆる分担制、中高教員の兼務など多様な実践形態を踏まえること。

※ 今般のコロナ禍を踏まえ、事例調査の対象は原則として地方教育行政機関にとどめるとともに、オンラインによる調査手法を用いるなど感染症対策や調査先の業務負担を十分考慮すること。

② 委託者（文部科学省）による監督の下、検討会議の運営を行う。

《検討会議の開催イメージ》

（趣旨）

中教審の審議状況を踏まえ、小学校高学年からの教科担任制の導入等に向けた教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的検討を行う。検討結果は、必要に応じ中教審の審議に反映するとともに、効果的な政策立案に資する。

併せて、左記①の調査研究の進行管理を行う。

（形態）

- ・ 文部科学省初等中等教育局長の下に設置
- ・ 有識者 5～6 名程度の参画を得て、1～2 カ月に 1 回程度の頻度で開催

## 調査研究の主体及び期間

主体（受託者）：PwCコンサルティング合同会社

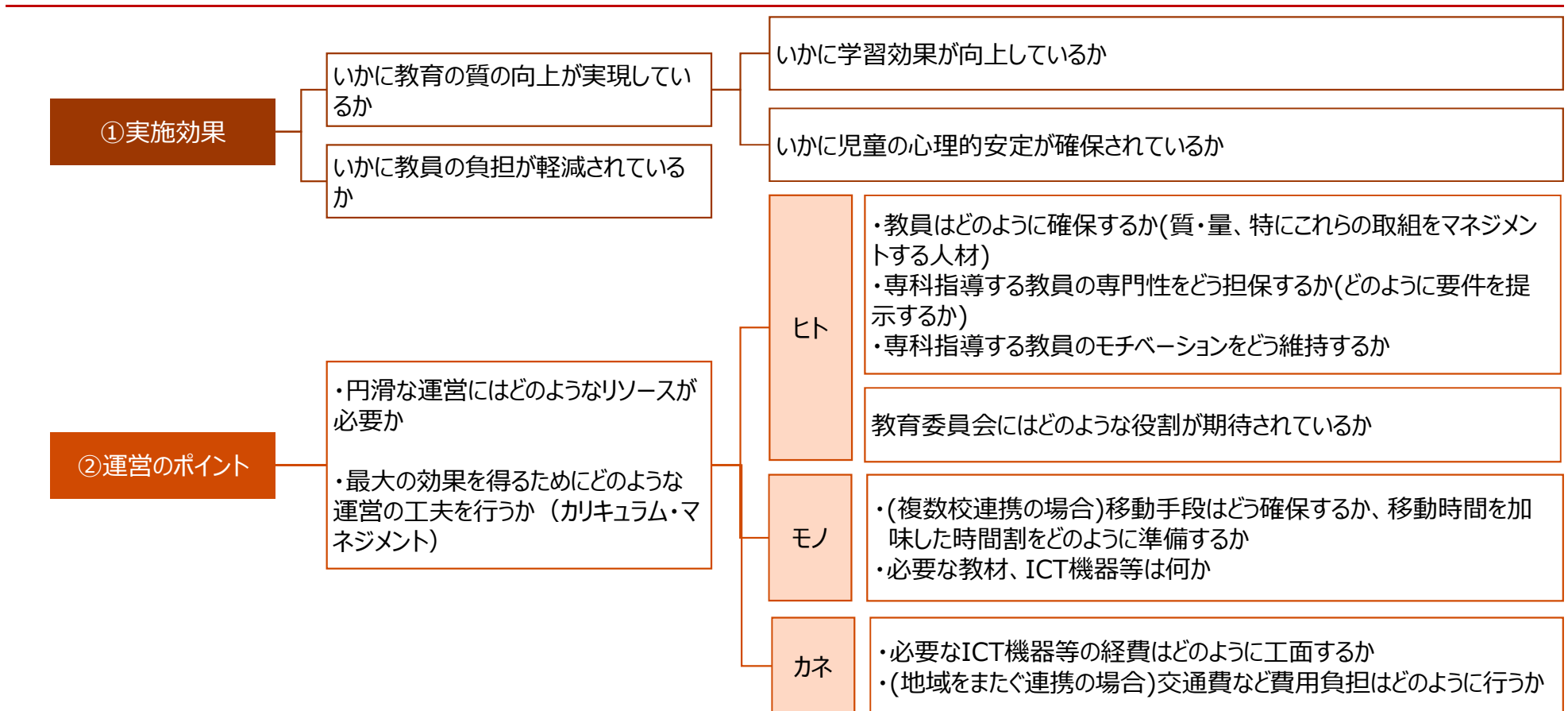
期間：令和 2 年 9 月 29 日（火）から令和 2 年度末まで



# 調査研究の全体設計

- 本調査研究は、学校間の連携や教員配置の工夫等により、義務教育9年間を見通した指導体制を整備している先導的な取組・研究事例の整理・分析等を行い、教職員配置の在り方や支援体制の在り方等の検討に資することを目的として実施した。
- 地方教育行政機関を対象とした先進事例調査、国内外の文献調査により、教育の質の向上および教員の負担軽減等の実施効果に関する情報を整理するとともに、教科担任制を円滑に運営していくに際し、どのようなリソース(ヒト/モノ/カネ)を整備することが必要となるか、運営の工夫も併せて抽出し、小学校に教科担任制を政策として導入していく上でのエビデンスを整理した。

## 本調査研究を通じて主に明らかにすべきこと



# 国内外の文献調査から確認できたポイント ～実施効果（1/4：授業の質向上）

- 限定的ながら本調査で把握できた、上記4つの観点に係る定量・定性的な情報について、効果の根拠（例：児童や教員の意見、児童の成績等）を軸に整理した。
- その結果、全ての観点において、教員や児童へのインタビューやアンケート結果等の定性的な情報からは、教科担任制を導入することにより「効果的な指導が可能になった」、「教員の負担やストレスの軽減につながった」、「中学校進学の際の心理的な障壁が無くなった」といった教科担任制の実施効果が確認できた。

## 効果

## 確認できたポイント

実施効果	授業の質向上	国内	<p><b>【地方公共団体・学校の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方公共団体や小学校へのアンケートによると、教科担任制や小中の教員の乗り入れ授業を実施した学校では、学力の向上や学習習慣、学習意欲、授業理解度が向上した・改善したという回答が多かった。</li> </ul> <p><b>【児童の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「教科担任の授業は分かりやすいですか」という質問に対し、3年生では「とても思う」79%、「ときどき思う」21%であり、100%が教科担任の先生の授業が分かりやすいと肯定した。</li> <li>• 「選択教科*1の学習は楽しかったか」という設問に対して、第5学年で95%、第6学年で97%、第7学年（中学1年）で86%の児童が「楽しかった」と答えた。</li> <li>• ほとんどの児童（95%前後）が部分的教科担任制*2を良いこととして捉えており、その理由として、「慣れていたら中学校の時にいいと思う」「得意な教科を教えてもらうと分かりやすい」「いろいろな教え方があって楽しい」「いろいろな個性があっていい」など、小学校の学級担任制から中学校への教科担任制への穏やかな移行を、児童が前向きにとらえていることが伺える意見が見られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教科担任制が学力向上等に効果があったという、地方公共団体や学校の意見が確認された。</li> <li>• 教科担任制の授業が分かりやすかった、楽しかったという児童からの児童の意見が確認された。また、専門性を持つ多様な教員の指導を受けられることについて、児童の肯定的な意見が確認された。</li> </ul>
		国外	<p><b>【教員の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員を対象としたルーブリック評価によると、“授業の準備時間”、“授業の質”について、学級担任制と比較して教科担任制の方が良いという結果が得られた。</li> <li>• 教員を対象としたサーベイによると、92%の教員が、「教科担任制の場合、それぞれの教員が得意分野に集中できるため、有益である」と答えた。</li> <li>• 教員からは、「授業計画のための時間を、より少ない科目数に費やすことが出来るようになってありがたい」、「教科担任制導入により、自身の担当教科をより効果的に指導出来ていると感じる」という意見があがった。また、「児童のニーズに応えるための様々なアクティビティーを授業に導入できるようになり、児童が授業により積極的に参加するようになった」という意見もあがった。</li> </ul> <p><b>【児童の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童からは、「各教科について、その分野の専門家から指導を受けているように感じられた」という意見や、少なくとも1日の一部を学級担任以外の教員と過ごすことができることに対する肯定的な意見があがった。</li> </ul> <p><b>【児童の成績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教科担任制の導入前後で、小学校5年生の算数の試験の得点を比較した結果、成績下位層の児童の成績が向上したことが示唆された。</li> <li>• 小学校4、5年の国語と算数のテストの成績について、学級担任制の学級と教科担任制の学級を比較したところ、学級の特徴*3を統制した場合、成績の差が見られなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教科担任制において、授業の準備時間の確保、効果的な指導が可能になったという教員の意見が確認された。</li> <li>• 教科担任制において、複数の教員から専門性の高い指導を受けられるメリットに関する児童の意見が確認された。</li> </ul>

\*1小中の児童生徒及び教職員の交流と、中学校における教科担任制への円滑な移行を図ることを目的に、小学校高学年に導入されている授業 \*2「特定の教科について専科指導する形態」、「学級担任間で授業を交換する形態」、「特定の教科について、学級担任含め複数の教員で分担して指導する形態」、いずれの形態も含む \*3年度当初の成績、学級規模、児童の年齢、男子児童の割合、白人児童の割合、給食代が割引/無償の児童の割合、教員の指導経験年数、教員の修士号保有率

# 国内外の文献調査から確認できたポイント ～実施効果（2/4：児童の多面的な理解）

## 効果

## 確認できたポイント

国内

### 【教員の意見】

- 「物理的に担任学級の児童と接する時間は少なくなったが、そのことで児童への理解が不十分になったとは全く感じない」「他の教員が授業に入ったことで、学級担任から見た児童の見方が一面的であったことに気付かされた」という教員からの意見があげられた。また、「職員室などで児童の様子を連絡し合うことで、多くの教員の目で児童の成長を見ていくことの大切さを実感することができた」という意見もあった。

### 【児童の意見】

- （教科担任の授業に関して）不安に「あまり思わない」、「まったく思わない」を合わせると、3年生では96%、5年生では94%と、3年生においても5年生においても相違は見られない。

- 教科担任制において、複数の教員が児童を見ることで、多面的な児童理解に繋がっているという教員の意見が確認された。
- 教科担任の授業に対して不安感が無いという児童の意見が確認された。

国外

### 【教員の意見】

- 「自身が受け持つ学級の児童だけでなく、学年全体の児童と交流できることを楽しんだ」「複数の教員が児童を観察することが、よりの確な児童の評価に役立つ」「児童に関する不安を他の教員と共有できる」という教員からの意見があげられた。
- 一方、学級担任制のように「児童の個人的な話（週末、ペット、課外活動についての話等）を聞くことが出来なくなった」という教員からの意見があげられた。

### 【その他】

- 小学校4、5年の国語と算数の授業について、学級担任制と教科担任制の学級の授業中の教員と児童の関わり<sup>\*1</sup>を比較した。学級の特徴<sup>\*2</sup>を統制して比較した結果、国語の授業においては、“感情的なサポート”、“学級の秩序”、“指導サポート”全ての項目について教科担任制の学級の方が良い結果が見られた。算数の授業においては、“学級の秩序”において教科担任制の学級の方が良い結果が見られたが、その他の項目においては有意な差が見られなかった。

- 教科担任制の実施が、児童の評価や教員間における不安の共有に役立つ、という教員の意見が確認された。  
一方、教科担任制においては児童の授業面や学校以外の個人的な話を聞くことができなくなったという意見も確認された。
- 児童と教員の授業内でのかわりについて、教科による違いもあるが、“学級の秩序”等の面で教科担任制の効果が確認された。

実施効果

児童の多面的な理解

<sup>\*1</sup>授業内における教員と児童の関わりを評価するため尺度（Classroom Assessment Scoring System）に基づき、調査員が授業を観察・調査。当該尺度は以下の三つの項目に基づいて構成される。

①“感情的なサポート(Emotional support)”：教室の全体的な雰囲気、教員が児童の学習面および心理面を正しく認識しているか、児童の興味・動機・視点に重点を置いているか等の項目で測定。②学級の秩序(Classroom organization)：教員が授業時間を上手く管理出来ているか、児童の行動を管理出来ているか等の項目で測定。③指導サポート (Instructional support)：教員が児童の今後の学習や理解を深めるようなフィードバックを提供しているか、児童が分析や課題解決に取り組んでいる際どの程度手助けが出来ているか等の項目で測定 \*2年度当初の成績、学級規模、児童の年齢、男子児童の割合、白人児童の割合、給食代が割引/無償の児童の割合、教員の指導経験年数、教員の修士号保有率

# 国内外の文献調査から確認できたポイント ～実施効果（3/4：教員の負担軽減）

## 効果

## 確認できたポイント

実施効果

教員の負担軽減

国外

### 【教員の意見】

- 教科担任制を試行的に一年間導入した学校において、導入前後においてアンケートを実施したところ、教科担任については、業務負担感を感じる割合が少なくなり、ストレスレベルが小さくなっていることが分かった。
- 教科担任制を経験したある教員からは、「教科担任は、業務後の時間や週末に、何時間も授業準備や事務処理のために労働する必要が無い。だから、教科担任は同僚と比較してやる気が出る」という意見もあがった。また、仕事が減ったというわけではないが、少数のタスクをより最後まで出来ている実感をえられるため、ストレスが減った、達成感が得られるという意見もあがった。
- インタビュー対象の全ての教員において、学級担任制よりも教科担任制の方がはるかに業務量が少ないという意見で一致した。
- 教科担任制においては、より少ない教科の提出物や試験等の採点や評価で済むことへの肯定的な意見があがった。「同じテストを見るうちに解答を見慣れて覚えてくるので、採点のスピードが速くなっていく。それに、異なるテストを評価するために度々作業を止め、また再開して、というように時間を無駄にすることもない」という意見があがった。
- ルーブリック評価、インタビューでは、教員のほとんどが、教科担任制の方が授業の準備時間、採点の時間が減少した、授業の質が改善したと回答した。
- 教科担任制においては、複数の教員で児童の保護者に対応することが出来るため、ストレスや負担が軽減したという教員からの意見があがった。

- 教科担任制において、少ない教科の授業準備・指導・評価を行えば良いこと、また、教員が複数人で保護者対応を出来ることなどが、教員の負担やストレスの軽減に繋がっているという教員の意見が確認された。

# 国内外の文献調査から確認できたポイント ～実施効果（4/4：小中連携）

## 効果

## 確認できたポイント

### 【児童の意見】

- （中学校における）学習に対する不安は、一般の学級担任制で学習を行っている山口県の平均は3.0なのに対し、小学校1年生から教科担任制で授業を行っているA小学校は2.3であった。（中学校における）先生に対する不安は、山口県平均は2.7であるのに対し、A小学校では2.0であった。<sup>\*1</sup>
- ほとんどの児童(95%前後)が部分的教科担任制<sup>\*2</sup>を良いこととして捉えており、その理由として、「慣れていたら中学校の時にいいと思う」「得意な教科を教えてもらって分かりやすい」「いろいろな教え方があって楽しい」「いろいろな個性があつていい」など、小学校の学級担任制から中学校への教科担任制への穏やかな移行を、児童が前向きにとらえていることが伺える意見が見られた。

### 【教員の意見】

- 算数・数学科で、第5、6学年についても、小学校の学級担任と中学校の教科担任とによるT.T.を週1回行ったところ、「授業の中で、小学校の時に学習した同じ内容を復習し、そこから中学校の学習をスタートできることは、学習内容や学習方法だけでなく、学習のスピードや指導のスタイルなど、生徒にとっても教員にとっても大変スムーズに学習を進めることができた。今回の第7学年の算数・数学についてみると、指導方法や心情面では、小中学校間の壁のようなものがほとんどない状況を作り出すことができた」というようなメリットを上げる声があげられた。

- 教科担任制が学力向上等に効果があったという、地方公共団体や学校の意見が確認された。
- 教科担任制の授業が分かりやすかった、楽しかったという児童からの児童の意見が確認された。また、専門性を持つ多様な教員の指導を受けられることについて、児童の肯定的な意見が確認された。

### 【児童の意見】

- 「（教科担任制のお陰で）中学校進学に対する不安が軽減された」という児童の意見があがった。

### 【教員の意見】

- 地域の中学校を継続的に訪問し、生徒の様子を観察した教員は、小学校で教科担任制を経験した児童はそうでない児童に比べて、中学校への適応が上手いっていると述べた。また、小学校において異なる指導方法の教師の授業を経験することで、中学校と高校の授業形態に慣れることが出来る、という教員の意見があがった。

- 教科担任制において、授業の準備時間の確保、効果的な指導が可能になったという教員の意見が確認された。
- 教科担任制において、複数の教員から専門性の高い指導を受けられるメリットに関する児童の意見が確認された。

国内

国外

実施効果

小中連携

# 先進事例調査から確認できたポイント～実施効果（1/2）

- 全体を通じて、定量的なデータ把握・分析については限られたものであったが、教員の実感としてはいずれの観点においても実施効果が得られているといった声が多数あげられた。
- また、児童についても、教科担任制の導入により学級担任以外にも相談できる教員を持つことができている児童の増加や、中学校教員の乗り入れ授業により顔なじみの教員が中学校進学時に存在することへの安心感など心理的にも効果があることが確認できた。

		効果	確認できたポイント
実施効果	授業の質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アンケートの結果、「勉強が分かるようになった」という児童が93%、「教材研究の時間が増えた、児童と向き合う時間が増えた」という小学校高学年の学級担任が90%という小学校がある。</li> <li>• 教科担任制を導入している小学校における標準学力検査の平均正答率について、市の平均を上回る小学校が増加傾向にある。</li> <li>• 教材研究の時間が増え、深く研究出来るため、各教科の面白さ・魅力を児童に伝えられるようになり、児童の学びへの姿勢、モチベーションのより一層の向上につながっていると感じる。</li> <li>• 同じ授業を複数回行うことで、教員による授業改善が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 指導する教科が減り、空き時間が増えることにより、教員が教材研究に充てる時間が増加していると考えられる。</li> <li>• 指導する教科が減り、空き時間が増えることにより、教員による教材研究の充実や、同じ授業を複数回実施することによる授業改善が図られ、児童による学習内容の理解や学力に高まりが見られた小学校がある。</li> </ul>
	多面的な児童理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「学校に何でも相談できる教員はいますか」という質問に対して肯定的回答をした児童の割合について、令和元年度の数値が、導入前と比べて17.5ポイント増加した。</li> <li>• 「授業以外でいろいろな教員と話す機会が増えたと思うか」という質問に対して74%、「悩みや相談ができる教員が増えたか」に対して57%の児童が肯定的な回答をした。</li> <li>• 従来は学級担任しか知らなかった児童の問題を学年間の教員で共有出来るようになり、生徒指導をしやすくなったという例を聞いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アンケート調査等によれば、複数の教員が指導に当たることにより、学級担任以外にも相談できる教員がいる児童が増加し、多くの教員に見守られているという安心感を得られている児童の増加が見られた小学校がある。</li> <li>• 複数の教員で児童に関わることができ、多面的な指導・支援ができてきているものと考えられる。</li> </ul>

# 先進事例調査から確認できたポイント～実施効果（2/2）

		効果	確認できたポイント
実施効果	負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>高学年担任の時間外勤務時間を導入前と導入後の令和2年度とで比較すると、月当たり平均49.69時間から46.66時間となり、平均して3時間程度減少した小学校がある。</li> <li>全教員の時間外勤務の合計時間が、6月においては210時間、9月においては86時間分減少した小学校がある。</li> <li>授業交換を実施する場合、通常各学級担任が別々に各教科の準備を進めるところ、教科担任が2クラス分の授業準備を同時に実施出来るという点で、授業準備が効率的になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き時間が増えることにより、教員が教材研究や校務分掌等に時間を充てることができ、教科担任制が超過勤務時間の減少の一因となっていると考えられる小学校がある。</li> <li>授業交換により同一学年の複数の学級の授業準備を一度にできることにより、授業準備が効率的になっているものと考えられる。</li> </ul>
	小中連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>「小学校の時に教科担任制での学習は、中学での学習・生活に慣れる事に役立ったか」という質問に対し、小学校の時に教科担任の対象教科が、1～3教科が教科担任制で行われている小学校では67.9%の児童が「役立った」と回答したが、それに対し6教科以上の小学校では77.8%であった。</li> <li>乗り入れ授業についてだが、児童が中学校に進学した際、知っている教員が中学校にいることの心理的な影響は大きい。</li> <li>中学校教員からは「この児童が中学校にあがってきたら私が面倒を見たい」といった声が挙がっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科担任の対象教科が多いほど、児童が安心して中学校に進学し、中学校での学習・生活に順応しやすい傾向があると考えられる。</li> <li>中学校教員が乗り入れ授業を行っている場合には、進学時に顔見知りの教員がいることによる児童の心理的影響は大きいものと考えられる。</li> </ul>

# 先進事例調査から得られた示唆～運営のポイント

- 小学校における教科担任制導入に係る今後の政策を検討する上では、既に約7割の都道府県において何らかの形態で教科担任制が推進されており、地域の実情に応じて多様な実践が行われている実態も踏まえて検討していく必要がある。
- 国においては、地方公共団体の工夫のみでは難しい事項への対応を検討するとともに、上述の先進的な地方公共団体の工夫事例の周知をすることにより取組の広がりを後押ししていくことが望まれる。

			推進する上での課題	ヒアリング調査で得られた工夫事例	政策的打ち手
運営 の ポ イ ン ト	ヒト/ カネ	人員 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員数が足りない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中学校教員の乗り入れ授業、学級担任間の授業交換の実施</li> <li>• 非常勤講師など県又は市単費教員の配置</li> <li>• 教科担任制に係る推進教員、チームマネージャーの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校規模に応じた指導形態等の工夫 <b>A</b></li> <li>• 国等による専科教員の加配措置の検討 <b>C</b></li> <li>• 教科担任制による効果が確認された取組（教員配置工夫等）の事例を提供</li> </ul>
		専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 専門性が高い教員を配置することが難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中学校教員による乗り入れ授業の実施</li> <li>• 外国語専科教員をはじめとした研修の実施</li> <li>• 非常勤講師等の指導経験等の加味</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小中両免取得の推進 <b>C</b></li> <li>• 教科担任制による効果が確認された取組（教員配置工夫等）の事例を提供</li> </ul>
	ヒト	モチ ベーシ ョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中学校教員の負担感・疎外感</li> <li>• 教科担任制導入に対する抵抗感</li> <li>• 情報共有機会の負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 校務分掌の軽減</li> <li>• 手引きの作成</li> <li>• 中学校区内の全教員による合同研修の実施</li> <li>• 非常勤講師の持ちコマ数の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 校務分掌の工夫や、教科担任制導入によるインセンティブ等をまとめた手引きを提供 <b>C</b></li> </ul>
	モノ	教育環 境（学 校規 模等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 奇数学級での授業交換は難しい</li> <li>• 学校規模によりカリキュラム（時間割）編成が複雑化</li> <li>• 学年をまたぐ授業交換は教員の負担が軽減されにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手引きの作成</li> <li>• カリキュラム編成例の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小学校によって、事情は異なるため、カリキュラム編成例として事例を提供 <b>C</b></li> </ul>
		対象学 年・ 教科	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童を見る機会の減少</li> <li>• 授業時数が多い教科を対象とすることが難しい</li> <li>• 急なカリキュラム変更が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手引きの作成</li> <li>• カリキュラム編成例の提供</li> <li>• 導入前研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小学校によって事情は異なるため、カリキュラム編成例として事例を提供 <b>C</b></li> <li>• 指導形態等に応じた柔軟な対象教科の選定 <b>B</b></li> </ul>



## (参考) 国内外の文献調査から得られた示唆～運営のポイント

- 「人員配置」「専門性」「モチベーション」「教育環境（学校規模等）」「対象学年・教科」については、国内外の文献調査においても工夫事例や課題解決の提案が確認された。特に、国外の文献においては、教員免許や教員養成課程における必修科目等、教員の専門性に係る情報が確認された。  
（※但し、政策的な打ち手の検討に当たっては、文献の新規性や国による諸条件の違い等に留意が必要）

		推進する上での課題（前頁より）	文献調査に記載の有った工夫事例・課題解決の提案	
運営の ポイント	ヒト/ カネ	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員数が足りない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校教員の乗り入れによって授業を実施する</li> <li>・ （小規模校において）学年間、小中学校間の合同授業を実施する</li> </ul>
		専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門性が高い教員を配置することが難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中等師範学校の必修科目には物理、化学、生物学が含まれ、小学校教員志願者に理科の学習が確保されている（中国）</li> <li>・ 教員資格も各学校種の教科毎に与えられる（中国）</li> <li>・ 教員の担当教科に応じ、教員養成課程での必修科目が学校毎に設定されている（中国）</li> <li>・ 教科担任にとっては、指導教科に特化した研修が必要（アメリカ）</li> <li>・ 採用時から教員の専門性を考慮すべき（オーストラリア）</li> </ul>
	ヒト	モチベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校教員の負担感・疎外感</li> <li>・ 教科担任制導入時の精神的なコスト</li> <li>・ 情報共有機会の負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科担任が学級を単位とする営みに参画する仕組みを作る等、学校経営上の工夫が必要</li> <li>・ 共同での教材開発や合同研修を通じ、教科担任の疎外感を緩和することが重要</li> <li>・ 学校内において、教科担任の居場所（教室等の物理的なスペース）を作るべき</li> <li>・ 学級担任と教科担任の連携のための定期的な話し合いの場の設定が必要</li> <li>・ 専科教員、カリキュラム・コーディネーターと学級担任がアイデアや意見を日常的に交流できるインフラが必要（校内サーバや校内LANの活用など）</li> </ul>
		教育環境（学校規模等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奇数学級で授業交換は難しい</li> <li>・ 学校規模によりカリキュラムが複雑化</li> <li>・ 学年をまたぐ授業交換は教員の負担が軽減されにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間割編成の問題解決に当たり、カリキュラムコーディネーターを導入する</li> </ul>
	モノ	対象学年・教科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童を見る機会の減少</li> <li>・ 授業時数が多い教科を対象とすることが難しい</li> <li>・ 急なカリキュラム変更が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間割編成の問題解決に当たり、カリキュラムコーディネーターを導入する</li> <li>・ 一部の教科において専科指導、授業交換を実施するなど、段階的に教科担任制を導入することも一案</li> </ul>

## A 学校規模に応じた指導形態等の工夫

- 教員の確保が難しい学年単学級規模の小学校や、時間割編成・調整が難しい学年5学級以上の規模の小学校については、特別な職務を担う教員を配置することが望ましいと考えられる。
- 例えば、学年単学級規模の小学校においては、中学校からの乗り入れ授業を担う教員又は複数小学校間で指導を行う専科教員の配置が有効である。また、5学級以上の規模の小学校については、時間割をはじめとする各種調整業務を担うミドルリーダーの存在が期待される。

### ヒアリングで確認できた学級数毎の特徴

### 指導形態等の工夫

定数 改善	単学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員数が限られるため、教科担任制導入できていない小学校がある。</li> <li>• 小学5、6年で学年を跨いで授業交換を行うが、そうするとさらに時間割の組み合わせが難しくなる。</li> <li>• 学年を跨いで授業交換をする場合は教材研究の負担が変わらない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中学校教員が小学校に赴き、授業を実施できないか。</li> <li>• 複数小学校間で指導を行う専科教員を加配措置できないか。</li> </ul>
	2学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 授業交換が一番行いやすいのは、学年が2学級規模の学校である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 豊富な事例をもとに授業交換の取組を広げられないか。</li> <li>• 専科教員を加配配置できないか。</li> </ul>
	3学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学級数が偶数だと授業交換しやすいが、奇数だと時間割編成が複雑になる。</li> <li>• 社会と理科だけでは交換対象の教科が足りず、もう一つ別の教科を3人の担任のうち誰かが担当しなくてはならない。</li> <li>• 小学6年だけでの交換授業が行えないため、5年にも跨って授業交換を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 好事例を抽出した手引き等により、同一学年内の3人の学級担任間で3つの教科を授業交換の取組を広げられないか。</li> <li>• 時間割の組み合わせの問題は教員の持ち時数に関わるため、専科教員を加配措置できないか。</li> </ul>
	4学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学級規模が大きくても、4学級であれば、授業交換を2学級毎の2グループで行えるのでスムーズにできている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 豊富な事例をもとに授業交換の取組を広げられないか。</li> </ul>
	5学級以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1・2組のグループと3・4・5組のグループで授業交換するが、時間割調整が煩雑。行事等による変更などがあると時間割がパズルようになってしまい調整が困難。</li> <li>• 外国の児童への対応といった複数の加配措置がされているケースもあり、工夫して教員で分担することが出来ていると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小学校高学年に、チームマネージャーや教科担任制推進教員といった学級担任をしないミドルリーダーの配置はできないか。</li> </ul>

## B 指導形態等に応じた対象教科の選定

- 対象教科については各団体又は各小学校により認識が様々である。また、ヒアリング調査対象団体において、特定の教科に限定して教科担任制を推進しているケースはほとんど見られず、「何教科以上を対象とする」といった教科選択制とするケースや各小学校に委ねているケースが確認できた。
- 中央教育審議会において、新たに専科指導の対象とすべき教科について、外国語、理科、算数が例示されていることを踏まえつつ、対象教科について一定の選択の余地を設けることを含め検討することが考えられる。

### ヒアリング調査で確認できた教科毎の特徴

対象教科	国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業時数が多い上、全ての学習のベースになるため、学級担任が自分で指導したいという声がある。</li> <li>授業時数を考慮して、小単元のみ、あるいは書写のみを取り出して、図工や音楽と授業交換することが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業時数が多いため、児童と関わる時間が減少する。</li> <li>日々の宿題を国語と算数を通して出す傾向が多いため、学級担任が国語と算数を持っていないと宿題を出すことが困難である。</li> <li>懇談会などで保護者に対して児童の様子を説明をする際、保護者も国語、算数での児童の様子を知りたがる。</li> </ul>
	算数	<ul style="list-style-type: none"> <li>市において児童の学力が低い傾向にあったため、複数の教員が児童を見られるような体制を整えた（TT）。</li> <li>積み上げ型の学習のため、積み上げの段階で躓くことがないよう、きめ細やかに見られる少人数授業を採用。</li> </ul>	
	社会	※ヒアリング調査の中で固有の特徴は確認できなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業交換については、小学校では教員の持ちコマ数を同じにしようという意識・風土があり、その中で授業交換を行うとなると同じ時間数の授業が交換しやすいという事情もあるため、社会と理科の授業交換が一番スムーズに行える。</li> </ul>
	理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>実験などがあるため、専門性を有する中学校の教員が良いと考えた。また、実験や理科室経営で、小学校の教員に対して指導も期待した。</li> <li>実験準備の効率化が目的である。</li> </ul>	
	外国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>副免を持っている教員が少なく、小学校において教科としても始まって間もないため、教科の専門性の担保の観点から中学校教員を活用した。</li> <li>外国語が教科化した時、児童が外国語によるコミュニケーション能力を身につけることが重要であると考えた。</li> </ul>	
	音楽/図画 工作/家庭	※ヒアリング調査の中で固有の特徴は確認できなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎定数を活用して、専科教員を配置する傾向。</li> </ul>
	体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、児童の体力低下の課題が見られたこと。</li> <li>年配の女性教員が担当するよりも、若い教員、講師が担当した方が指導による効果が高い。</li> <li>授業交換となると天候に左右されたり、体育館が使えなかったりした場合に、時間割を臨機応変に運用することが難しいため、導入教科として向いていないという感触がある。</li> </ul>	

## C 手引き・事例集の提供

- 現行制度における枠組みの中で運営できている工夫事例が存在するため、それらを教科担任制の導入に係る先進的な取組・研究事例として手引き・事例集にまとめ、他団体の取組事例等の情報収集を行いたい地方公共団体等に提示するといった知見展開の取組が果たす役割は大きいものと考えられる。

### ヒアリング時に確認できた行政への期待

### 手引き・事例集例

#### 運営の ポイント

- 他市において手引きを作成している自治体があるというのは聞いている。どのような形態で教科担任制を実施できるかという実施事例が見たい。他の自治体の実施事例や手引き等を教えてもらえると勉強になる。
- 他の自治体や学校における（教科担任制導入による）具体的な効果について知りたい。
- 教科担任制の成果や課題を明らかにし、研究会等を通して全国の学校が学び合える場を設定してほしい。
- 教科担任制を実施している教科について、様々な指導形態における取組について知ることが出来ると良い。
- 週当たりの授業時数が多く、合同授業等の実施が困難な国語と算数において、教科担任制を導入している自治体や学校における運営事例について知りたい。
- 小学校からは「教科担任制に係る先進的な事例を教えてください」という声があがっているため、今後対応を検討したいと思っている。

#### 手引き

- 教科担任制導入の趣旨・ねらい
  - ✓教科担任制導入の背景（学級担任制が抱える課題）
  - ✓教科担任制導入による効果
  - ✓教科担任制の指導形態・連携範囲
- 教科担任制の導入方法
  - ✓学校規模・課題に応じた教科選択
  - ✓カリキュラム編成と変更
  - ✓教員の打合せ時間の確保
  - ✓校務分掌について

#### 事例集

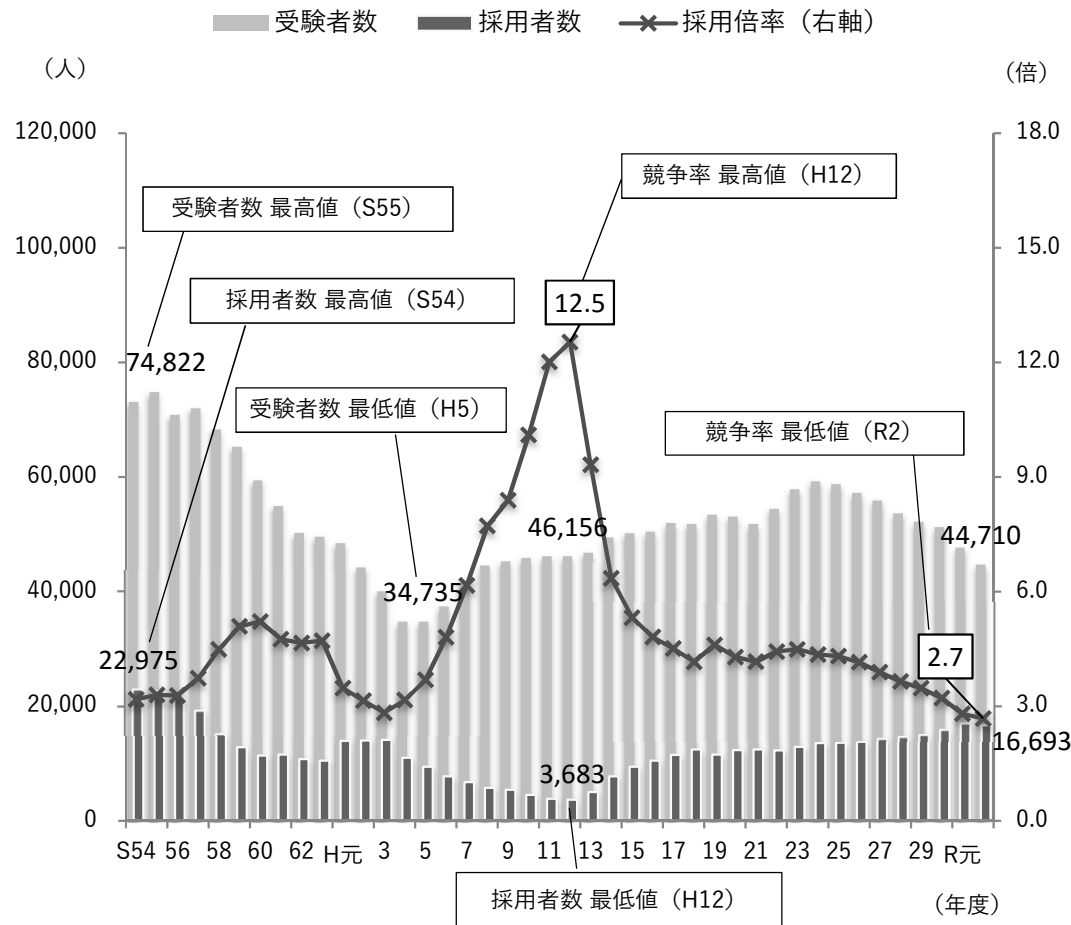
- 目的
- 対象学年・教科
- 指導者
  - ✓基礎定数or加配定数
  - ✓特徴
- 実施時期
- カリキュラム
  - ✓編成例・変更手順例
- 運営上の工夫事項
- 成果と課題
  - ✓児童の学力向上・心理的安定の高まり、中1ギャップの解消
  - ✓導入前後の持ちコマ数例

## **7. 質の高い教師の確保**

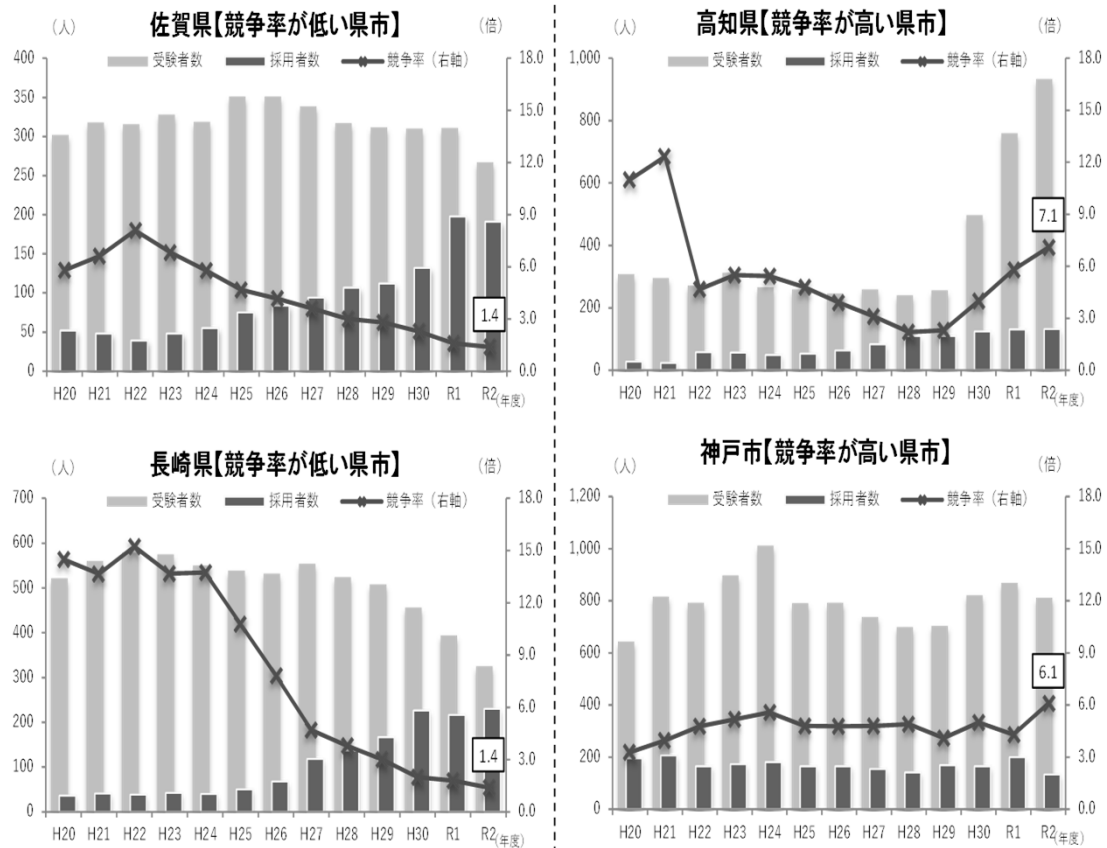
# 公立学校教員採用選考試験の実施状況—小学校

- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における小学校の採用倍率は、2.7倍で、前年度の2.8倍から減少(過去最低)
  - ・採用者数は、16,693人で、前年度に比較して336人減少
  - ・受験者数は、44,710人で、前年度に比較して2,951人減少(うち 新卒223人減少、既卒2,728人減少)
- ✓ 採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度に3,683人であった採用者数が、令和2年度においては16,693人と5倍近くに増えた結果として、採用倍率が2.7倍まで低下している。採用者数は近年増加が続いていたものの、令和元年度をピークに減少に転じた【左図】
- ✓ 採用者数が中長期的に安定している自治体では高い採用倍率を維持している一方、採用者数を大幅に増やしてきた自治体で採用倍率が低下している状況にある【右図】

## 小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



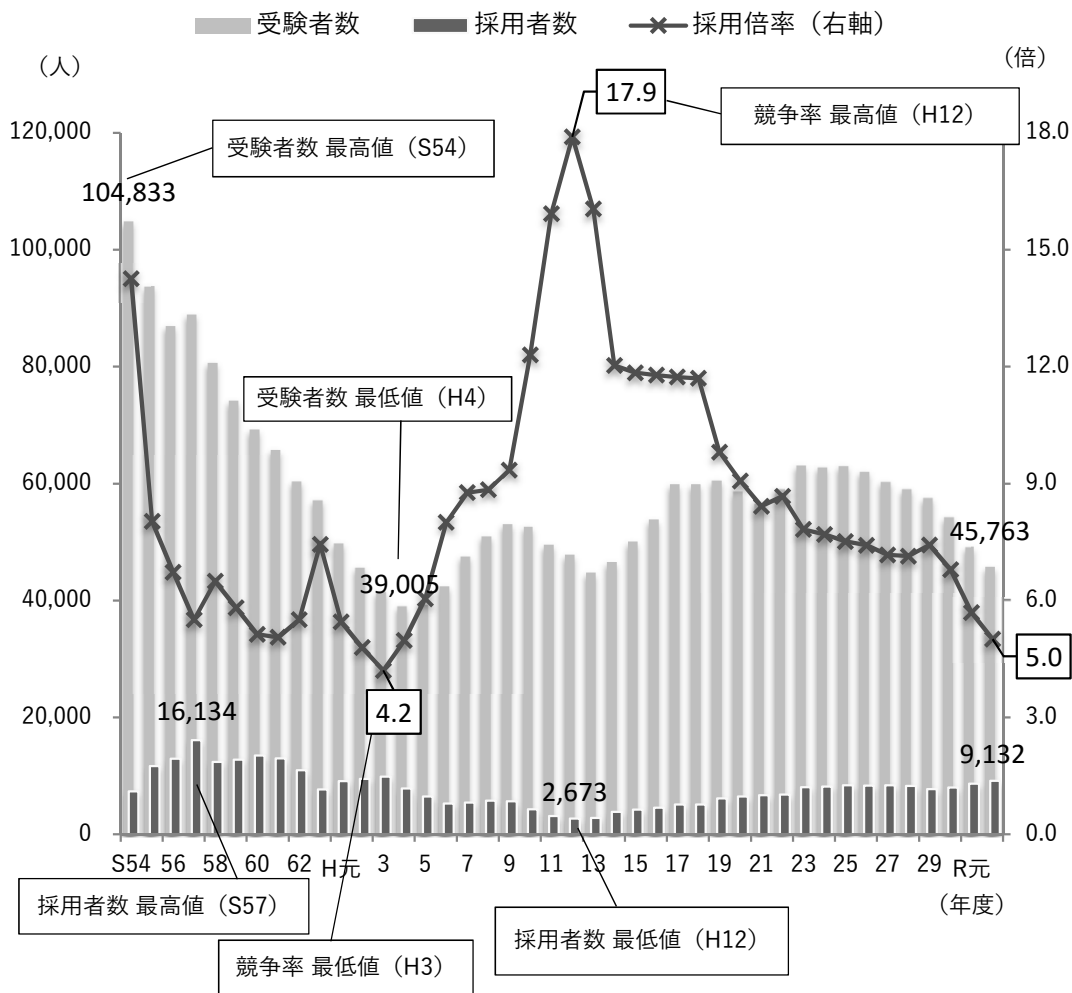
## 小学校 競争率(採用倍率)が低い県市、高い県市



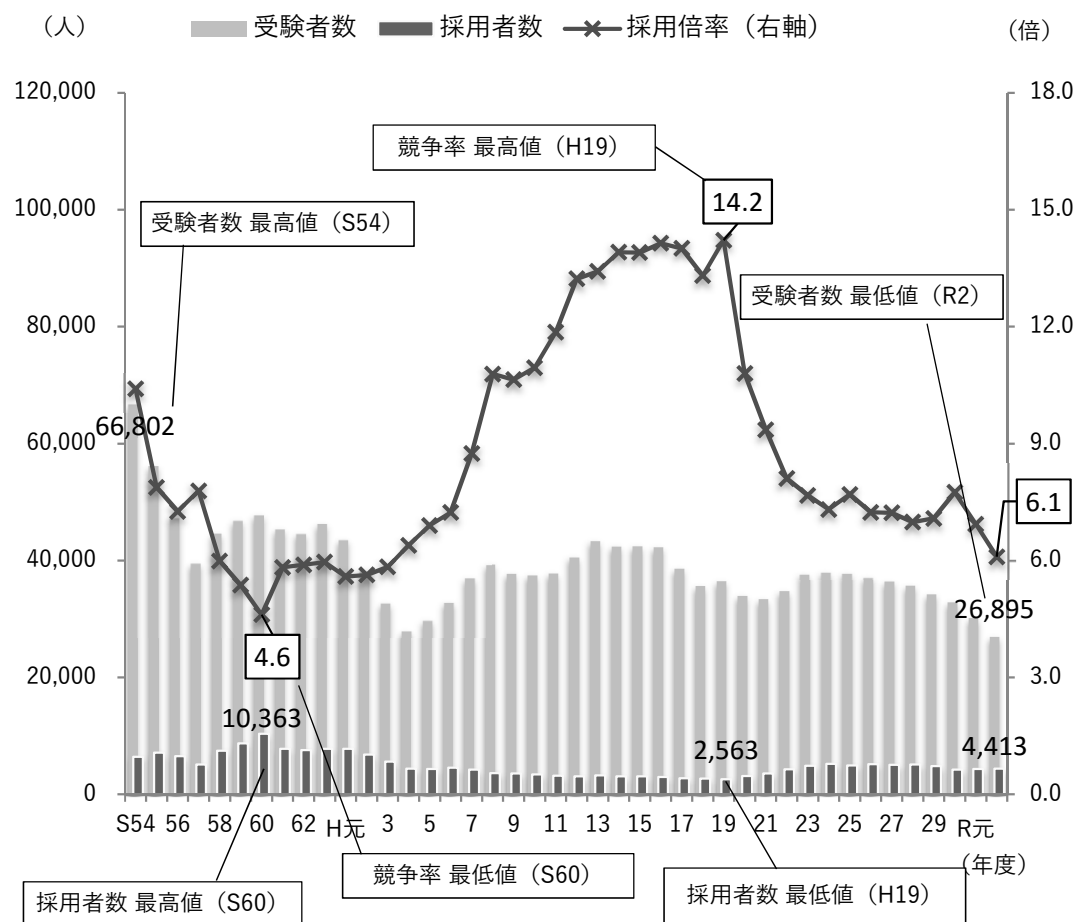
# 公立学校教員採用選考試験の実施状況—中学校・高等学校

- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における中学校の採用倍率は、5.0倍で、前年度の5.7倍から減少
  - ・採用者数は、9,132人で、前年度に比較して482人増加
  - ・受験者数は、45,763人で、前年度に比較して3,427人減少(うち 新卒639人減少、既卒2,788人減少)
- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における高等学校の採用倍率は、6.1倍で、前年度の6.9倍から減少
  - ・採用者数は、4,413人で、前年度に比較して68人増加
  - ・受験者数は、26,895人で、前年度に比較して3,226人減少(うち 新卒1,274人減少、既卒1,952人減少)

## 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



## 高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)

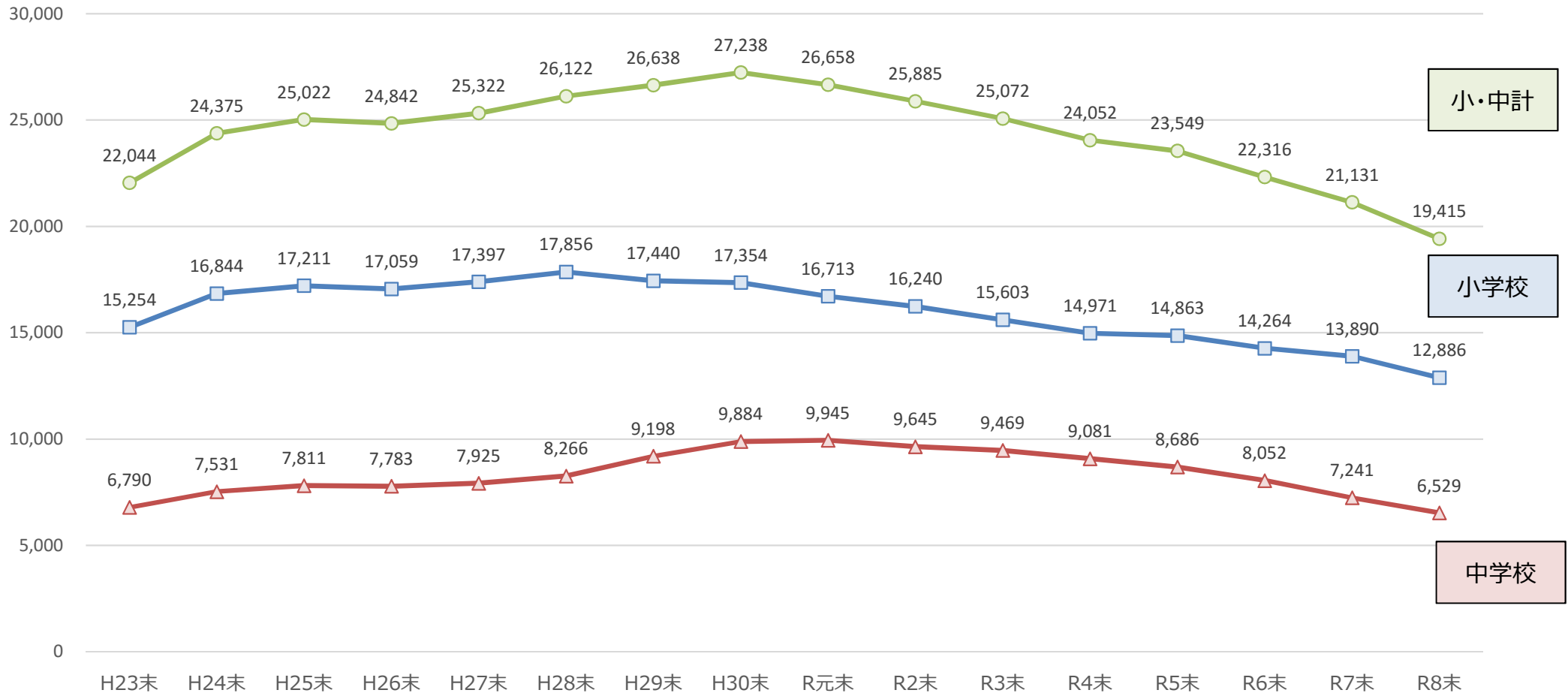


(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 小・中学校の退職者数の推移と見通し

## 公立小・中学校の退職者数の推移と見通し

※令和元年度末までは実績、令和2年度末以降は見通し



(出典)令和2年度文部科学省調べ

(注1)令和元年度末までは、都道府県等の実績の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注2)令和2年度末以降は、令和2年7月末時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

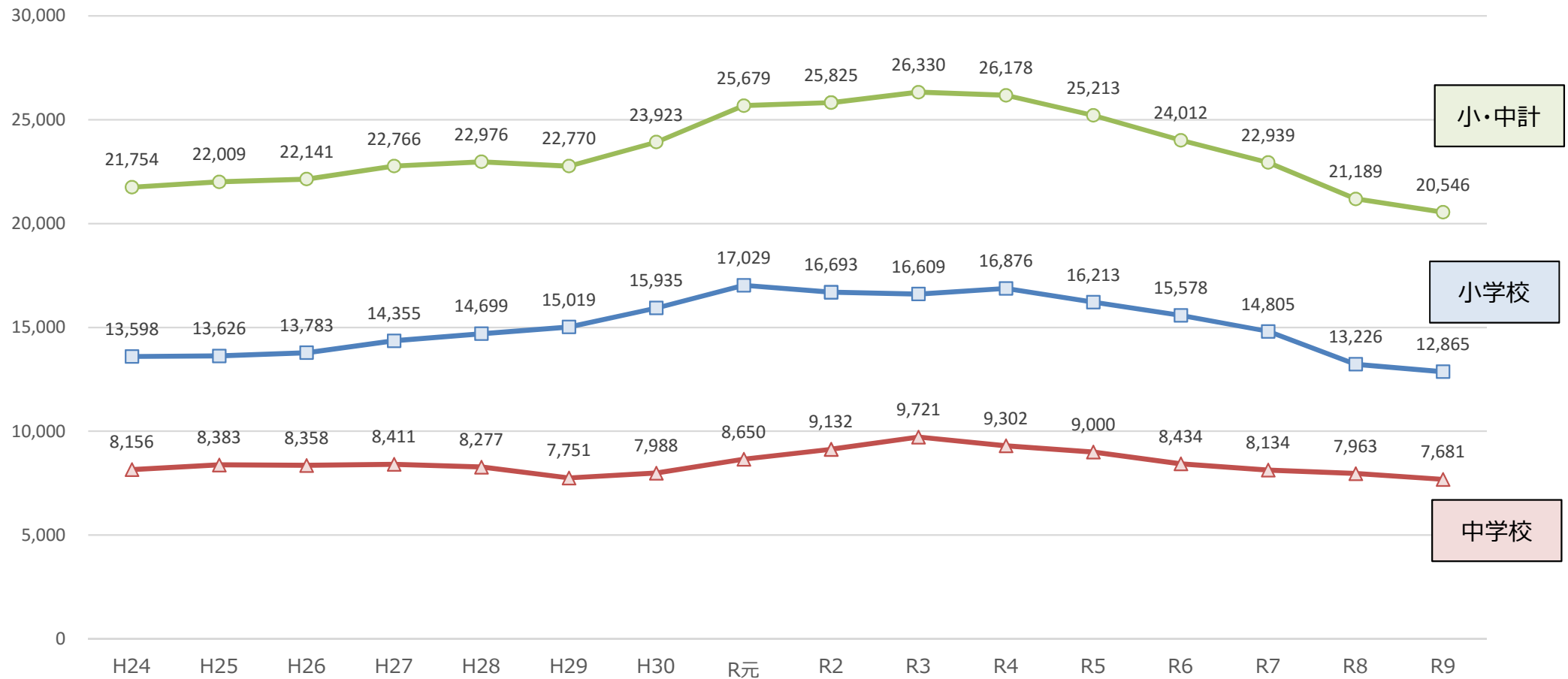
(注3)養護教諭等を除く



# 小・中学校の採用者数の推移と見通し

## 公立小・中学校の採用者数の推移と見通し

※令和2年度までは実績、令和3年度以降は見通し



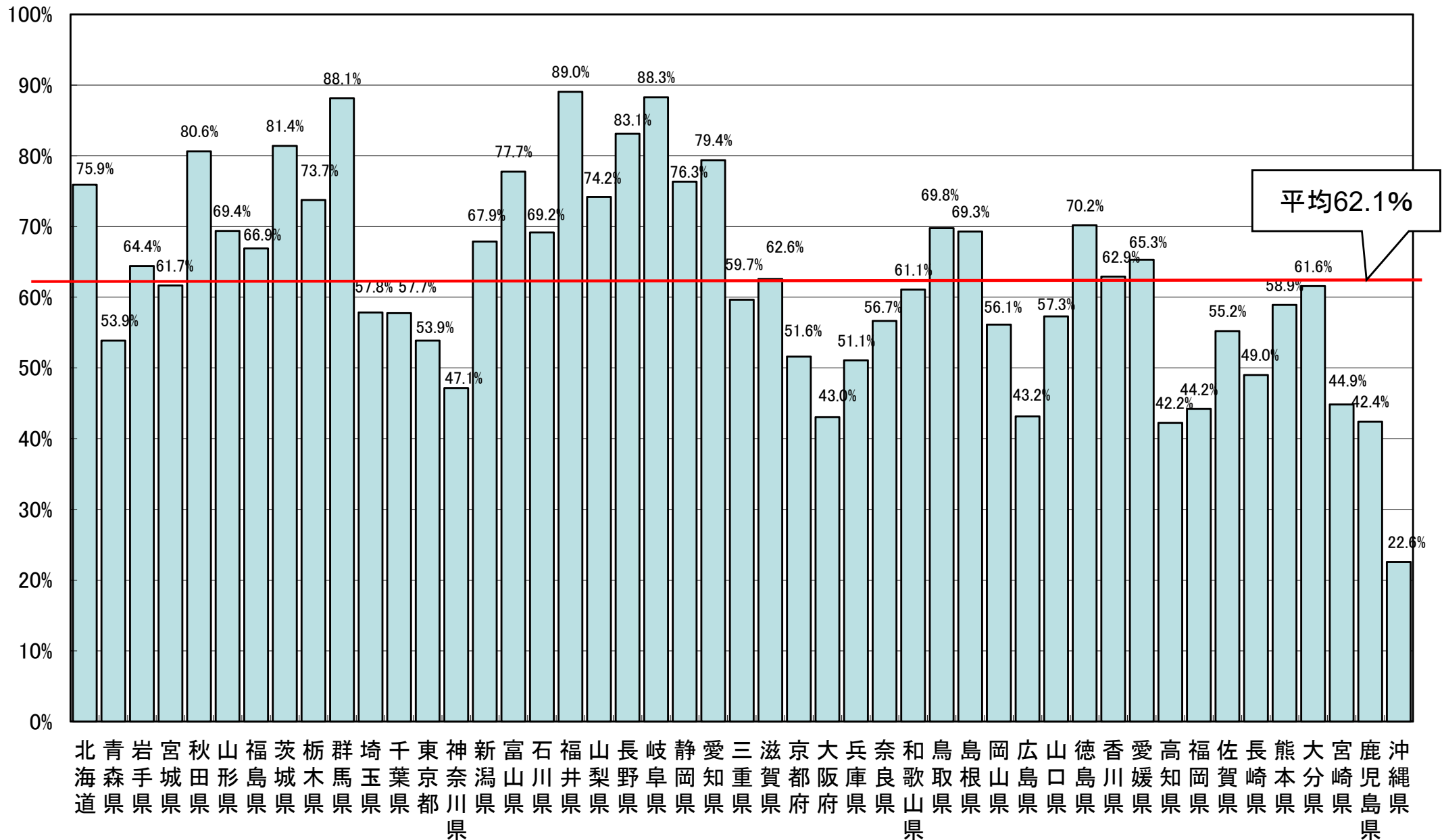
(出典)令和2年度文部科学省調べ

(注1)令和2年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)

(注2)令和3年度以降は、令和3年2月時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注3)養護教諭等を除く

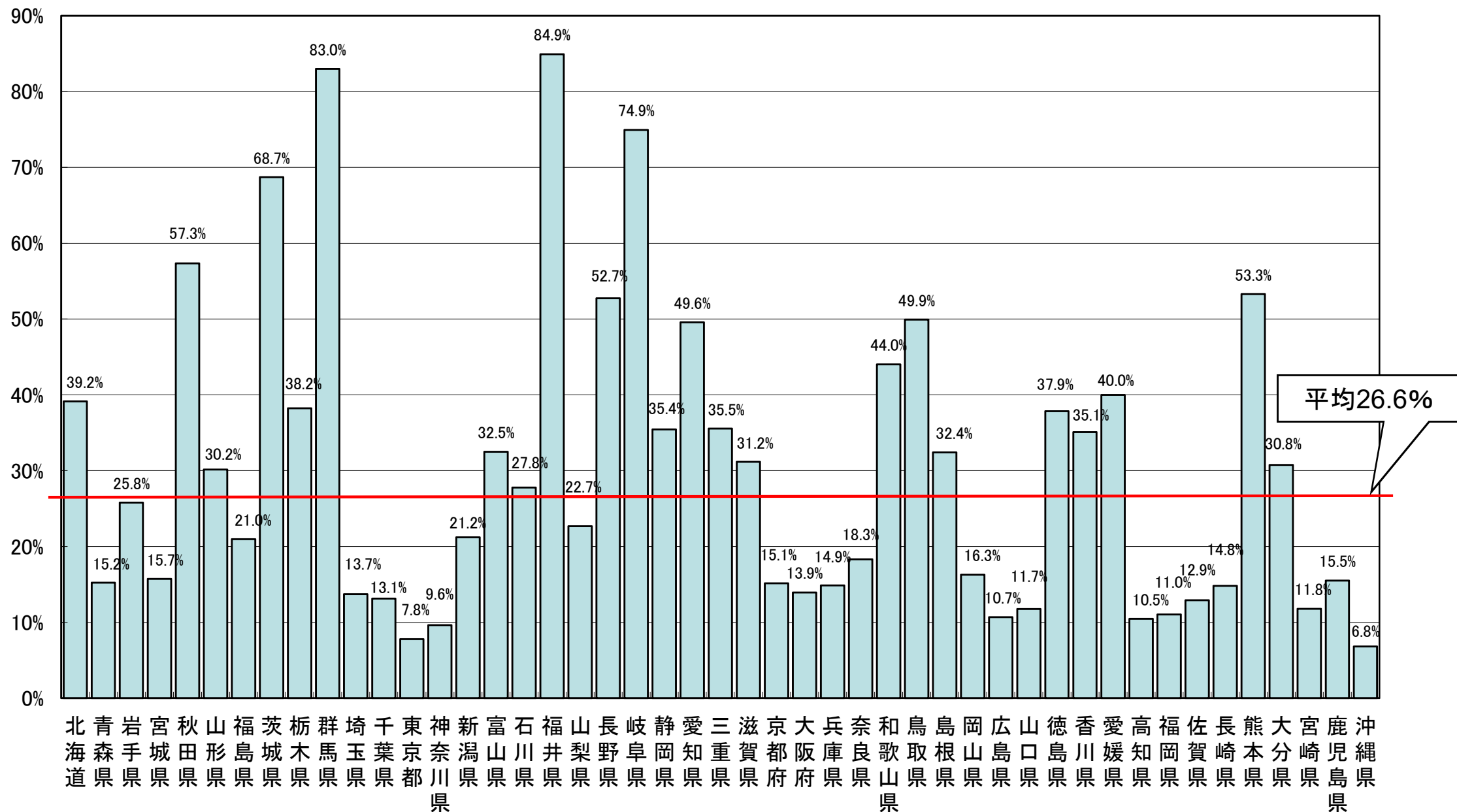
# 平成28年度 隣接学校の教員免許状所有状況 (公立小学校教員のうち、中学校の普通免許状を所有する者の割合)



(注1) 対象：公立学校の園長、副園長、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

(注2) 平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課において作成

# 平成28年度 隣接学校の教員免許状所有状況 (公立中学校教員のうち、小学校の普通免許状を所有する者の割合)



(注1) 対象：公立学校の園長、副園長、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

(注2) 平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課において作成

同一学部同一学科においてのみ、教育の基礎的理解に関する科目や道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(教職実践演習に限る。)の共通開設が認められており、学生が小学校及び中学校の一種免許状の両免を取得する場合の最低修得単位数は通常の118単位から96単位に減じられている。

※共通開設された科目の単位は、小学校の免許状と中学校の免許状を取得する際に必要な単位としてどちらにも使うことができる。

## 小学校

	各科目に含めることが必要な事項	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得)	30
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 等	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 等	10
教育実践に関する科目	・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ・教職実践演習(2単位)	7
大学が独自に設定する科目		2
		59

## 中学校

	各科目に含めることが必要な事項	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	28
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 等	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 等	10
教育実践に関する科目	・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ・教職実践演習(2単位)	7
大学が独自に設定する科目		4
		59

同一学部同一学科

課程認定基準  
4-8の特例に  
より共通開設が  
可能

令和2年6月5日  
教員養成部会  
(113回)資料

他学部他学科に開設される教職課程においても教育の基礎的理解に関する科目や道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(教職実践演習に限る。)の共通開設を認めること(教職課程の基準に関するWG報告に基づく特例)とし、更に教科に関する専門的事項や教科の指導法、教育実習についても共通開設を可能とする特例(義務教育特例)を設けることが必要ではないか。

その際、学生が小学校及び中学校の一種免許状の両免を取得する場合の最低修得単位数は通常の118単位から87~91単位程度に減じられる。

※共通開設された科目の単位は、小学校の免許状と中学校の免許状を取得する際に必要な単位としてどちらにも使うことができる。

小学校	各科目に含めることが必要な ○○学部○○学科	中学校	各科目に含めることが必要な事項	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項</li> <li>各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得)</li> </ul>	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項</li> <li>各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)</li> </ul>	28
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> </ul>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> </ul>	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の理論及び指導法</li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> </ul>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の理論及び指導法</li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> </ul>	10
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)</li> <li>教職実践演習(2単位)</li> </ul>	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)</li> <li>教職実践演習(2単位)</li> </ul>	7
大学が独自に設定する科目		2	大学が独自に設定する科目	4
		59		59

2~4単位程度の共通開設が可能

※2 3~5単位程度の共通開設が可能

△△学部△△学科  
※1 各教科の指導法は、小中高の学校種をまたいだ開設は不可  
小学校及び中学校の両方の内容を含むことが必要

義務教育特例

教職課程の基準に関するWG報告に基づく特例

※2 隣接する他の学校種(中学校であれば高等学校等)との共通開設を考慮し、5単位全てではなく例えば3単位までとすることも考えられる。

# ①養成段階

## 中学校免許状取得の際に小学校の指導法の内容も履修

中学校教員免許状を取得した教員が小学校で専科担任として勤務している数は年間7千件程度あるが、当該教員は養成段階において小学校の児童生徒の発達段階に応じた指導法について学ぶことなく教職課程を終えていることが多い。そのため、共通開設とは別に、中学校の免許状を取得する際の指導法において小学校段階を意識した指導法等を学修することが望まれるのではないか。

令和2年6月5日  
教員養成部会  
(113回)資料

	各科目に含めることが必要な事項	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科に関する専門的事項</li> <li>・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)</li> </ul>	28
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>・教職の意義及び教員の役割・職務内容</li> <li>・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> </ul> 等	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の理論及び指導法</li> <li>・総合的な学習の時間の指導法</li> <li>・生徒指導の理論及び方法</li> </ul> 等	10
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)</li> <li>・教職実践演習(2単位)</li> </ul>	7
大学が独自に設定する科目		4
		59

中学校教諭免許状を有する者による小学校専科担任数		
免許状種	担当教科	人数
国 語	国 語	84
	総合的な学習の時間	2
社 会	社 会	66
数 学	数 学	293
理 科	理 科	227
	音 楽	3,372
音 楽	総合的な学習の時間	1
	美 術	1,482
美 術	図画工作	1
	総合的な学習の時間	1
保健体育	体 育	587
	総合的な学習の時間	2
保 健	体 育	7
技 術	総合的な学習の時間	1
家 庭	家 庭	191
	総合的な学習の時間	1
外 国 語	外国語活動	663
	総合的な学習の時間	30
宗 教	総合的な学習の時間	2
合 計		7,012

専科担任の状況について(平成30年4月1日～平成31年3月31日の合計件数)

在職年数を踏まえて他校種の免許を取得する際は、法律上、現在保有している免許状の在職年数のみ換算することとされているが、例えば中学校免許状を保有する教員が小学校に専科教員として配置勤務している実態も増えているため、取得しようとする免許状の勤務年数も算入することとしてはどうか。（地方分権提案）

令和2年6月5日  
教員養成部会  
(113回)資料

取得希望免許状の種類 免許状取得に必要な要件		小学校教諭2種免許状		中学校教諭2種免許状	
		幼稚園教諭 普通免許状	中学校教諭普通 免許状	小学校教諭普通 免許状	高等学校教諭普 通免許状
有することが必要な教員免許状					
有することが必要な教員免許状を取得した後、 <u>当該学校における教諭等として良好な勤務成績で勤務した最低在職年数</u>		3年 ← 取得しようとする学校種での勤務年数も算入できるようにする【教育職員免許法改正】		3年	
必要修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目			10(5)	
	各教科の指導法に関する科目	10(5)	10(5)	2(1)	2(1)
	道徳の理論及び指導法	1(1)			1(1)
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	大学が独自に設定する科目				4(2)
合計		13(7)	12(6)	14(7)	9(5)

※普通免許状とは、1種免許状、2種免許状又は専修免許状を指す。黒字は必要修得単位数を表す。

※最低在職年数に加えて、取得を希望する免許状に応じた学校での勤務経験がある場合、必要修得単位数を1年につき3単位減じることができる（必要修得単位数の半数を限度）。赤字は必要修得単位数の半数まで減じた場合の取得単位数。

【例】中学校教諭普通免許状を取得して中学校で教諭として3年勤務、その後に小学校において専科担任として2年勤務した場合、小学校教諭2種免許状取得のために必要な単位数は6単位。

令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について、**基本的な在り方に遡って中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討**していく。また、**既存の枠組みの下当面の対応として以下の制度改正等に文部科学省として取り組み**、当該取組が各教育委員会や大学等で着実に実施できるよう、制度の周知を図る。



## 35人学級を担う教師の確保

### 小学校の免許状を取りやすくする。

- ◆養成段階において、**免許取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」の新設**（令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程の開始）  
小学校と中学校の両方の免許状を取得する際に、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位数を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、当該特例に基づき、大学が新しい教職課程を令和4年度以降開設できるようにする。
- ◆現職段階において、**中学校の免許状を持つ教員が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件弾力化**（法改正事項）  
中学校の免許状を持つ教員が小学校の専科教員として働いた勤務経験を踏まえて、専科以外の教科も教えられる小学校の免許状を取得するための要件の弾力化を図る。
- ◆**小学校免許状を取得できる機会の拡大**（令和3年度に検討及び要件緩和、令和5年度以降課程の設置）  
大学が小学校の免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における**新たな課程の設置を促進**する。

### 教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やす。

- ◆教職の魅力の向上に向けた**広報の充実**（令和2年度以降検討・実施）  
発信力の高い者による広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトの設置等により、広報の充実を図る。
- ◆学校における**働き方改革の推進、教師の処遇の在り方等の検討**（令和4年の勤務実態調査等を踏まえ検討）  
学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実態状況調査（令和4年に実施予定）の結果等を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。

### 教師として働き続けてもらえる環境をつくる。

- ◆免許状の有効期限が切れた者の**復職の促進**（平成30年度通知、令和2年度以降再周知）  
出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。
- ◆**臨時的任用教員等の確保に支障をきたさないような教員免許更新制の在り方の見直し**（後述）



## 社会人等多様な人材の活用

### 学校現場に参画する多様なルートを確認する。

- ◆**試験により小学校の免許状を取得**する（令和2年度から実施・検討）  
働きながら受験しやすいよう、土日での実施やオンラインでの実施ができるよう**小学校教員資格認定試験の見直し**を実施。
- ◆**民間企業等での勤務経験を活かして免許状を取得**する（令和2年度に指針を改訂）  
**特別免許状の指針を改訂**し授与対象者の多様な経歴の評価等を行えるようにする等学校現場のニーズに合った教員が活躍できるようにする。
- ◆**働きながら単位を修得して免許状を取得**する（法改正事項）  
社会人等が働きながら免許状の取得に必要な教職に関する科目の単位を修得できるよう**教職特別課程の修業年限を弾力化**（現行の1年を1年以上に）する。
- ◆**民間企業に所属しながら、学校現場での勤務を経験**する（令和2年度より実施）  
企業と学校等を繋ぎ、企業ではたらく社会人等が企業に所属しながら、学校に参画する機会を創出する「**学校雇用シェアリンク**」を創設・運営する。
- ◆**学び直して、学校現場で働く**（令和2年度より実施）  
教員免許状保有者が小学校現場で勤務できるようにするための**教育支援プログラムを開発し、実施**する。



# 『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン②



## 教職課程の高度化と研修の充実

### 新しい時代を見据え、教員養成の在り方を大学の自由な発想で検討・構築し、他の大学を先導する。

- ◆ **大学が教職課程のカリキュラムを弾力化できる特例の創設による新しい時代の教員養成プログラムの開発** (令和3年度に検討及び制度創設、令和4年度から制度開始)  
Society5.0時代に向け、新たに教師に必要な知識・技能を修得できるような科目を開発し、当該科目を含めた教職課程のカリキュラムの編成が柔軟に行えるような特例制度を設け、優れた教員養成の実績と構想を有する大学が新しい時代の教員養成プログラムを開発する。
- ◆ **複数の大学が、各大学の強みと特色を持ち寄って教職課程を構築できる仕組みの創設** (令和2年度に制度改正、令和3年度以降に制度を活用した課程の開始)  
大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、課程の科目や専任教員を共通化し、各大学の強みと特色を持ち寄った教職課程を構築する。

### 一人一台端末が導入される教育環境の変化を踏まえ、教師のICT活用指導力を一層向上させる。

- ◆ **養成段階において、ICTに特化した科目を新設** (令和3年度に科目新設、令和4年度から課程の開始)  
一人一台端末の活用等により、より充実した授業が実施できるよう、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等について総論を1単位以上学ぶことを義務化（教科の特性に応じた指導方法などについては別途修得。）

### 教職課程を置く大学自身が定期的に自らの課程を見直し、時代やニーズに合った課程を構築する。

- ◆ **大学が自らの課程を見直す仕組みの整備とその全学的な体制の整備の義務化** (令和2年度に制度改正、令和4年度から実施)  
教職課程の質の向上を目的に、大学が自らの課程を自己点検・評価する仕組みの整備と、質向上を担う全学的な教職課程の体制の整備を義務付けることにより、各大学が時代の変化や学生のニーズに合った教職課程を編成する契機となるようにする。

### 現職教員が学校現場を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実する。

- ◆ (独) **教職員支援機構における研修内容の充実と、オンライン研修の拡充** (令和3年度より充実・拡充)  
都道府県教育委員会が各学校向けに行う研修のマネジメントを担当する教員等を対象に、令和の日本型学校教育に対応した研修を充実し、地域での普及促進を図る。また、従来の対面・集合型研修に、オンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）を加え、ベストミックスによる効果的な研修実施に向けた検討と実践を進める。加えて、各学校単位で行われる校内研修等に活用可能な映像コンテンツを整備・拡充する。



## 教員免許更新制の在り方の見直し

### 必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるあり方を総合的に検討

- ◆ **教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する包括的な検証** (令和2年度に検証経過報告、令和3年度から必要な対策の検討)  
教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、教員免許更新制そのものの成果や、教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

# 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の改訂について（概要）（令和3年5月11日公表）

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 全国で200件程度の活用に留まり、私立高校や英語・看護の教科に偏った授与状況を改善し、公立学校や小中学校でより一層の特別免許状の活用が進むよう指針を改訂する。

## 【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

※黒字は改訂前、赤字は改訂後のポイント

### 1. 教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②のいずれかに該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

#### 改訂のポイント2

600時間要件の廃止。例えば、特別非常勤講師制度を活用して継続的に1学期間以上勤務する場合も含まれる。

#### 改訂のポイント1

確認基準によらない特別免許状の授与

例) オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等  
国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等  
博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

又は

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

【概ね3年以上】

(例) ・企業等における英語等による勤務経験  
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験  
・外国にある教育施設における勤務経験  
・大学における助教、助手、講師経験 等

#### 改訂のポイント3

NPO等での多様な勤務経験も加味

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見（推薦状や志願理由書により確認）

#### 改訂のポイント4

学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味

### 2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されることを確認する。

#### 改訂のポイント6

市町村教委や学校法人の要望を考慮、受付時期や手続処理の利便性の向上

### 3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

#### 改訂のポイント5

任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能

### 【その他】

(1) 各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うこと。

#### 改訂のポイント7

都道府県教委等による研修の促進

(2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること。

(3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

(4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

#### 改訂のポイント8 配置割合の基準廃止

# 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） 【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

## 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

### 「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上**

## 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

### ①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

### ②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

### ③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

### ④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

### ⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み